
糸島市 人権教育・啓発基本指針

2021年（令和3年）3月改定

福岡県 糸島市

はじめに

1948年（昭和23年）の「世界人権宣言」以来、国際連合を中心に、人権が尊重される社会の確立に向けた様々な取組が進められてきました。

我が国においても、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、人権に関する制度の整備や条約の批准など、人権に関する諸施策が推進されています。

本市では、2000年（平成12年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2011年（平成23年）に本市の人権教育・啓発の基本的方向を示す「糸島市人権教育・啓発基本指針」を策定し、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきたところです。

しかしながら、家庭、地域、学校、職場など社会生活の様々な場面で、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別が存在します。

また、情報化や国際化が進む中、インターネット上の人権侵害や性的少数者の人権問題が新たに顕在化するなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。

加えて、2020年（令和2年）に発生したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）は、世界中で猛威を振るい、感染者や医療従事者等とその家族への偏見や差別が多く報告されています。

このような社会状況の変化や、昨年度実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果報告を踏まえ、このたび、基本指針を改定しました。

この基本指針は、本市における人権施策を推進していくための基本的方向を示すものであり、今後、基本指針に基づき、市民の皆さまをはじめ、学校、関係団体、企業、行政等との連携・協働により、「人権尊重のまちづくり」をより一層推進していかねばならないと考えています。

最後に、基本指針の改定に当たり、熱心に議論していただきました策定検討委員会の皆さま、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆さまに対しまして、深く感謝申し上げます。

令和3年3月

糸島市長 月形 祐二

目 次

第1章 基本指針の基本的な考え方

- 1 基本指針の趣旨 4
- 2 基本指針の性格 5

第2章 私たちを取り巻く情勢

- 1 国際的な状況・取組 6
- 2 国や福岡県における取組 8
- 3 本市における取組 10

第3章 人権教育・啓発の推進

- 1 人権教育 12
- 2 人権啓発 18
- 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する研修等の推進 20
- 4 総合的かつ効果的な推進 22

第4章 分野別施策の推進

- 1 同和問題 23
- 2 女性 25
- 3 子ども 27
- 4 高齢者 30
- 5 障がいのある人 32
- 6 外国人 35
- 7 感染症〔COVID-19（新型コロナウイルス感染症）・HIV感染症・ハンセン病〕等 37
- 8 犯罪被害者等 39
- 9 インターネット等による人権侵害 40
- 10 性的少数者 41
- 11 様々な人権課題 42

第5章 推進体制等

- 1 市の推進体制 45
- 2 市同協の推進体制 45
- 3 県、他市町村等との連携 45
- 4 関係団体等との連携 45
- 5 推進期間等 45

| | |
|--|----|
| 人権教育・啓発基本指針の体系 | 46 |
| 人権問題に関する市民意識調査結果について（概要） | 48 |
| 用語解説 （文章中の※について解説を掲載しています。） | 49 |
| 資料 | |
| ○世界人権宣言（仮訳分） | 57 |
| ○日本国憲法（抄） | 61 |
| ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 65 |
| ○あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例 | 67 |
| ○糸島市人権教育・啓発推進本部設置規程 | 68 |
| ○糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員会設置規程 | 70 |
| ○人権関係等年表【世界（国連）・日本・福岡県・糸島市】 | 71 |
| ○糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員名簿 | 80 |

第1章 基本指針の基本的な考え方

1 基本指針の趣旨

糸島市人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」という。）は、2000年（平成12年）に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び本市の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「第1次糸島市長期総合計画」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するため、2011年（平成23年）に策定されました。

本市では、この基本指針に基づき、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のために様々な人権施策を推進してきました。

しかしながら、依然として家庭、地域、学校、職場など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に関する偏見や差別が存在します。

また、基本指針策定の2011年（平成23年）以降、高齢化、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化しており、それに対して、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、[※]ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。一方、世界中で[※]COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の感染拡大による不安から、感染者や医療従事者等とその家族への偏見や差別が生じ大きな人権課題となっています。このことに対しても、早急に啓発を進めていかなければなりません。

また、2015年（平成27年）の国連サミットにおいて採択された「[※]SDGs（持続可能な開発目標）」では、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「16. 平和と公正をすべての人々に」など世界共通の17の目標が掲げられ、誰一人取り残さない持続可能なより良い社会の実現を目指すこととされています。

今回、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、基本指針の必要な見直しを行うものです。

この新たな基本指針及びこれに基づく事業計画に沿って、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していきます。

2 基本指針の性格

この基本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「福岡県人権教育・啓発基本指針」、糸島市の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づいた、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであること。
- (2) 2010年（平成22年）4月に発足した「糸島市人権・同和教育推進協議会」（以下「市同協」という。）の目的である、同和問題をはじめ様々な人権問題の正しい認識を深め、一切の差別を許さない市民の形成を目指した「人権尊重のまちづくり」を推進するものであること。
- (3) 「[※]人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）により明らかになった本市の実態を踏まえ、家庭、地域、学校、職場など社会生活の様々な局面で、それぞれの人生の過程に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、人権教育・啓発の中長期的な方針を示すものであること。
- (4) 人権が尊重されるまちづくりの担い手は市民であり、行政機関、企業、民間団体等が、それぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働し、人権教育・啓発を推進するものであること。

第2章 私たちを取り巻く情勢

1 国際的な状況・取組

1948年（昭和23年）、2度の世界大戦の反省から第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。宣言では「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明され、基本的人権の尊重は、全ての人民とすべての国が達成すべき「共通の基準」とされており、基本的人権を尊重しない自由は認められていません。

その後、宣言の理念は、1965年（昭和40年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966年（昭和41年）「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、1979年（昭和54年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989年（平成元年）「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）などの採択や、1968年（昭和43年）「国際人権年」をはじめとする様々な国際年の設定を通して具現化が進められてきました。

しかしながら、今日も、人種、民族、宗教等の違いに起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1993年（平成5年）ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。翌1994年（平成6年）の第49回国連総会は、こうした経過を踏まえ、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることを決議しました。

また、2006年（平成18年）、国連として人権問題への対処能力を強化するため、機能委員会の一つであった人権委員会を改組・発展させ、新たに人権理事会が設立されました。人権理事会では、「人権教育のための国連10年」（1995年（平成7年）～2004年（平成16年））の終了を受け、引き続き世界的な枠組みで、人権教育の推進を継続することを目的として、2005年（平成17年）に「人権教育のための世界プログラム」（以下「計画」という。）が採択され、行動計画が示されました。

計画によると、第3段階（2015年（平成27年）～2019年（令和元年））の終了を経て、第3段階までの成果が、第39会期の国連人権理事会に提出されました。第4段階（2020年（令和2年）～2024年（令和6年））の重点対象に新たに「若者」が提案され、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会の構築を実現（推進）するために、多様性の尊重に力点を置くことが決議されました。

2015年（平成27年）、国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年（令和12年）を達成期限とし、誰一人取り残さない持続可能なより良い社会の実現を目指す世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

2020年（令和2年）、世界的に流行したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）については、インターネットやSNS等で急増している虚偽の情報が、公衆衛生上の対応を妨げたり、社会的な混乱を引き起こしたりしているため、国連は信頼できる正確な情報を増やし、普及させることにより、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）にまつわる虚偽の情報の蔓延と闘い、有害な主張や憎悪の根絶を図っています。

2 国や福岡県における取組

【国】

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の下、[※]国際人権規約をはじめとする人権関係条約に批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

1965年（昭和40年）の[※]同和対策審議会答申（以下「同対審答申」という。）においては、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識が示されました。この同対審答申を踏まえ、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）を施行し、以後2度にわたり特別措置法を制定し、約33年間、同和問題の解決に向けた関係施策を実施してきました。

1995年（平成7年）には、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

また、国の附属機関である地域改善対策協議会（以下「地対協」という。）は、1996年（平成8年）の意見具申において、「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」と述べました。

加えて、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。

また、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでない」ことはいうまでもありません。

国は、地対協が指摘したこの事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997年（平成9年）「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会を法務省に設置しました。

1999年（平成11年）、人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）に対して行い、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年（平成14年）3月に同法に基づく国の基本計画が示されました。

そうした中、2016年（平成28年）には、「[※]障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「[※]本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「[※]部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

【福岡県】

県は、国の同対審答申及び同対法の成立を受け、1970年（昭和45年）に「福岡県同和教育基本方針」を制定するなど、教育行政施策の取組を先行させてきました。その主な理由として、1963年（昭和38年）、被差別部落から始まった識字運動の中で、教育問題としての差別の実態が明らかになったことがあげられます。その後、この識字運動が県内に広がって同和教育としての取組が行われ、同和対策事業と同和教育・啓発が並行して実施されてきました。

1997年（平成9年）、行政運営を総合的、計画的に実施するため「ふくおか新世紀計画」を策定しました。同計画は「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに豊かな県民生活を実現するための重要な課題である。」との認識の下に、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る。」ことが明記されています。

また、国の「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を踏まえ、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。この計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するため、それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえ、人権教育・啓発を進めてきました。

2004年（平成16年）に県行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003年（平成15年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。この福岡県人権教育・啓発基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、地域、学校、職場など様々な場を通じた人権教育・啓発を推進しています。

さらに、2017年（平成29年）には、「福岡県総合計画」を新たに策定し、人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らすことができる社会づくりを目指して、様々な施策を推進しています。

福岡県人権教育・啓発基本指針の策定以降、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題の顕在化や国の法整備など、人権を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、2018年（平成30年）には、福岡県人権教育・啓発基本指針の改定を行い、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をさらに総合的かつ効果的に推進しています。

また、「部落差別解消推進法」が2016年（平成28年）に施行されたことを受け、1995年（平成7年）に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を2019年（平成31年）3月に施行しました。

3 本市における取組

2010年（平成22年）1月1日、1市2町が合併して糸島市が誕生しました。1市2町では、合併前から同和問題の解決を人権問題の重要な柱として、小組合研修会や講演会、啓発冊子の発行等を実施し、市民の人権意識の高揚に努めてきました。これらの取組を継承し、市では、同年3月、基本的人権や法の下での平等を定める日本国憲法と世界人権宣言の基本理念に則り、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とした「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定しました。

また、同和問題をはじめ様々な人権問題の正しい認識を深め、一切の差別を許さない市民の形成を目指し、人権教育及び啓発事業の推進を図ることを目的に、市同協を2010年（平成22年）4月に発足させました。

市同協では、これまで、1市2町が長年にわたって積み上げてきた人権・同和教育や啓発活動の成果を踏まえつつ、あらゆる人権問題の解決に向けて、「人権尊重のまちづくり」を推進しています。中でも、市同協の15支部（以下「市同協支部」という。）の活動による住民啓発と指導者育成は、本市の特色ある取組の一つとなっています。

2011年度（平成23年度）には、「第1次糸島市長期総合計画」がスタートし、「みんなの力で進める協働のまちづくり」を基本目標として掲げ、人権・同和教育の推進に努めてきました。同じく、2011年（平成23年）3月、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進するため、基本指針を策定し、本市における人権施策を推進してきました。そして、この基本指針が2020年度（令和2年度）末をもって10年を経過することから、社会情勢の変化を踏まえたうえで、基本指針の改定を見据え、2019年（令和元年）8、9月に市民意識調査を行いました。

近年、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題の顕在化や国の法整備など、人権を取り巻く状況が大きく変化してきたことを受け、市では2018年（平成30年）に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の差別解消三法（何れも2016年（平成28年）施行）についての啓発リーフレットを、また、2019年（令和元年）には、多様な性についてのハンドブック及びリーフレットを作成し、市民向け各種研修会等で活用し、啓発を行いました。

さらに、九州大学伊都キャンパスが開校した2005年（平成17年）頃から増加し、現在では本市人口の約1%を占める外国人の数は、今後も出入国管理法の改正による外国人労働者の雇用拡大等を背景に、増加し続けると予測されます。このような中、言葉や文化、生活習慣の違いから発生する諸問題の解決のため、市では2020年（令和2年）3月、「糸島市多文化共生推進計画」を策定し、2025年度（令和7年度）までの6年間の計画期間とし、国際化に対応したまちづくりを推進しています。

また、2021年度（令和3年度）からの第2次糸島市長期総合計画では、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に沿って、各種政策及び施策を展開することとしており、施策「人権が尊重される社会の推進」において、人権意識の醸成、人権課題、人権教育の充実を図ることに取り組むこととしています。

「人権が尊重される社会」の実現のためには、市民の人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成

が不可欠です。近年においては、大規模な自然災害や感染症等に関連し、新たな人権問題も顕在化しています。このため、あらゆる分野から柔軟に取り組む姿勢を持って、各分野における重点目標と具体的施策を設定し、各種人権教育・啓発を推進していくことが求められています。

第3章 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

この規定から、「福岡県人権教育・啓発基本指針」では、人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育や社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く市民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたのものであると整理されています。

本市の人権教育・啓発の推進に当たっては、様々な人権問題の課題を踏まえた上で、総合的・効果的な内容や手法により行う必要があります。

市民一人ひとりの価値観や思いは様々ですが、日本国憲法で保障されている法の下での平等といえる社会を実現するためには、市として「人権尊重のまちづくり」を継続して推進することが必要不可欠なことと言えます。

人権教育・啓発では、人々のつながりを大切に、自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち「人権の共存」の考え方が定着することが求められています。

1 人権教育

「人権尊重のまちづくり」のためには、家庭、地域、学校、職場などあらゆる機会において、市民一人ひとりが主体的に研修会等や自主的な活動をするための場を提供することが大切です。

本市では、これまで長年にわたって蓄積された同和教育・啓発における成果を踏まえ、人権教育・啓発の内容、方法の一層の充実・強化を図りながら、子どもから大人まで生涯を通して人権教育に参加する場を提供していきます。

特に、次世代を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成するため、その人格形成に大きな役割を果たす就学前教育及び学校教育を通して、一貫した人権教育を推進します。

(1) 就学前教育における人権教育

【現状と課題】

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。この時期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、一人ひとりの幼児の家庭環境、生活状況やその背景を十分に理解し、保育所（園）や幼稚園などの幼児教育では、心身の調和のとれた発達の基礎を築くことができるよう支援します。

保育所（園）では厚生労働省の保育所保育指針に基づき、幼稚園では文部科学省の幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携を図りながら、基本的な生活習慣・態度、人への愛情や信頼感、人権を大切にすることを育てるなどの生きる力を育むための独自性を生かした活動が行われています。

しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化や価値観の多様化など、子育てをする保護者の環境が大きく変わってきており、子育てに対する不安を相談する相手を見つけられずに保護者が孤立し、その結果、児童虐待等につながるケースもあります。また、大人達の不適切な行動や発言、価値観に影響される子どももいます。

子どもたちの安心できる居場所づくりと豊かな人間性を育むためにも、就学前の子どもに関わる大人の学びが重要になってきています。

【施策の基本方向】

就学前教育のすべての子どもが、基本的な生活習慣や態度を養い、人権を大切にすることを育て、心身の健康の基礎を培うとともに、人とのかかわりの中で人に対する愛情と信頼を感じ、豊かな心情が育まれることを目指します。

また、就学前教育に関わる大人は、これまでの蓄積された知識、経験、技術をさらに向上させるため、共通理解を図りながら自己研鑽や研修に励むとともに、家庭や保育所（園）、幼稚園、行政等がそれぞれに連携した子育て支援の組織化を目指します。

◇就学前教育における子育てについての研究・研修を進めます

- 就学前教育関係者や小中学校、行政関係機関で、乳幼児期の子どもを取り巻く人権・同和教育の課題について研修会を実施します。
- 「公開保育」等を実施し、就学前教育における人権・同和教育の視点に立った子育ての具体化に向けての研究を行います。

(2) 学校教育における人権教育

【現状と課題】

学校教育においては、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成することが求められています。

そのために、これまで、児童生徒が人権に関する正しい知識を持つこと及び豊かな人権感覚を身に付けることの両面を重視してきており、教材や授業のあり方の工夫、教育活動全体を通して育むことができる学校教育計画の見直しなどが行われてきました。その結果、人権問題に対する関心や意識の高まりがみられ、自己理解や他者理解など人権を尊重する感覚も身に付いてきています。

しかしながら、パソコンやスマートフォン等の普及により、インターネット上の差別的

な書き込み、いじめ問題が出てきており、新たな人権課題も生じています。

このような現状から、学校教育においては、情報モラル教育など、人権教育の充実に対応するカリキュラムづくりが求められています。

【施策の基本方向】

学校教育においては、各学校の実態に応じて、人権尊重の精神の育成を基盤に据えた教育目標を設定し、その実現を目指した教育活動を展開する中で、単なる知識の習得にとどまることなく、偏見や差別を受けた人々の苦しみや悲しみ等の理解とともに、問題点を感じとる人権感覚の育成を図る取組を進めます。

また、様々な理由による差別のために教育権が十分に保障されていなかった人々の実態を踏まえ、教育を受ける権利を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、すべての児童生徒の学力と進路の保障に努めます。

◇児童生徒の人権認識・豊かな人権感覚を育成します

- 福岡県同和教育副読本「かがやき」や2014年（平成26年）から糸島市が独自に作成している「人権教育の手引き」の有効な活用を行い、各教科等での授業実践を推進します。障がいのある人に関わる差別的言動や賤称語使用などの差別事象、SNS利用を含むインターネット上における人権侵害、性的少数者への差別事象等に対しては、事実の確認と課題を明確にして解決する手だてを講じる指導を行います。
- 同和問題や様々な人権問題に対する科学的認識を深めるため、中学校区を中心に学習の系統化を図り、児童生徒の発達段階に応じた学習を進めます。

◇自己実現に向けた進路保障・学力保障に努めます

- 各種学力調査結果の集約と分析を行い、学力向上のための取組を推進します。また、各種調査から生活習慣の変化に伴う学力との相関関係を今後も分析しながら、学力獲得の阻害要因となる問題の解決にあたります。
- 糸島市奨学資金等の就学支援に関しては、関係機関との連携を密にし、情報の収集や家庭への情報提供、申請を円滑化します。

◇組織的な取組を推進します

- 学校長を中心とした人権教育推進のための校内推進体制を必要に応じて見直しつつ、学校人権・同和教育の取組を推進するコーディネーターとしての力量を高めるため、小中高人権・同和教育担当者の研修を実施します。

(3) 社会教育における人権教育

【現状と課題】

本市では、各地域の実態に応じて、市民に対する研修会や行政区研修会、市立コミュニティセンター等のまちづくりの拠点施設での講座、市民団体・子ども会等における研修会などが、生涯学習の視点に立って実施されてきました。

特に、人権問題については、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に関する問題をテーマに据えて、内容や方法についても体験活動や参加型の手法を取り入れるなど、創意工夫した教育活動を推進しています。その結果、市民の人権問題に対する認識は、着実に高まりつつあると言えます。また近年、同和問題をはじめとする差別事象の大きな要因となっている「インターネットによる人権侵害」に対処するため、正しい知識を得、理解を深めるよう啓発に努めてきました。その一つである「広報いとしま」に掲載した記事には、市民からの関心が多く寄せられ、「全国広報コンクール」で入選するなど、成果が出つつあると言えます。

しかし、2020年（令和2年）春ごろに、国内でも感染が広がり始めたCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）について、感染者や医療従事者等とその家族への偏見や差別がみられることから、市では偏見や差別を解消する啓発への取組を始めました。

様々な課題はありますが、今後の社会教育における人権教育は、市同協支部事業を中心に、子どもから高齢者までを対象に、研修会等で広く市民が多元的[※]文化や多様性を理解し、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する社会を実現することが重要です。

【施策の基本方向】

社会教育においては、家庭や地域などあらゆる場で生涯学習のための各種施策を実施するにあたり、市民が人権尊重の意識を高めるため、市同協支部活動を推進していくことが必要です。

◇校区住民を中心に据えた市同協支部活動を推進します

- 小学校区単位での校区住民への人権教育・啓発を行います。

◇市同協支部の推進体制を強化します

- 学校や関係団体等との連携・交流を深め、推進体制の強化に努めます。
- 市同協支部役員・事務局は、あらゆる機会を通じて確かな人権認識と豊かな人権感覚を高めます。

◇市同協支部の研修・学習活動を推進します

- 行政区研修会、市同協支部研修会等を推進します。また、学習会・研修会の開催後に、その成果と課題の把握に努め、校区住民とともにつくる効果的な研修・学習活動を目指します。

◇指導者育成を推進します

- 校区人権・同和教育指導員（以下「校区指導員」という。）の指導力向上のため、校区指導員会定例会の内容充実[※]に努めます。また、市同協支部事業の企画運営・指導助言等、校区指導員がその役割を十分に果たすため、定例会以外にも学習会や研修会への参加機会を積極的

に提供します。

- 市全体の行政区人権・同和教育推進委員（以下「行政区推進委員」という。）研修会を実施し、行政区推進委員の資質向上を図ります。
- 行政区推進委員がその行政区における行政区研修会等で十分な指導力を発揮できるよう、市同協支部においても独自のテーマを持った行政区推進委員研修を行います。

(4) 就学前・学校教育と社会教育の連携

【現状と課題】

就学前教育や学校教育、あるいは社会教育におけるそれぞれの人権教育の推進は必要ですが、相互の連携した研修や取組を実施することで、より一層、人権教育の効果が表れます。

本市では、それぞれの分野における研修の場を設けるとともに、相互の連携ができるよう、中学校区事業や市同協支部を中心とした各学校区単位の研修・事業に努めてきました。その結果、地域における「あいさつ運動」・「みまもり活動」や住民啓発の事業が、それぞれの実情に即し、地域が持つ力を集めて実施されるようになってきています。

まだ、地域のすべての住民が人権尊重を意識した参加となってはいませんが、地域で人権尊重の視点を持って活動している団体との連携が出来つつあります。

今後は、さらなる活動の発信を行うことで、より多くの人々との協力関係を築き上げるとともに、学び合う場をつくりだしていく必要があります。

【施策の基本方向】

人権教育は、一人ひとりが尊重される社会の発展に寄与するものであり、人権文化の構築に向けた各般の取組と歩調を合わせながら社会全体で進めていく姿勢が重要です。そのために、学校教育と社会教育が連携する「学社連携」を中心に、市内の様々な団体・機関がお互いの課題や実践について交流することにより分かち合い、糸島市が掲げる「人権尊重のまちづくり」を主体的に進めようとする市民の育成を図ります。

◇異校種間の協力と連携を推進します

- 保育所（園）、幼稚園、認定子ども園、小中学校、高等学校、特別支援学校等が校種を越えて、情報交流や職員の研修、子どもに関わる事業等を展開する連携事業を推進します。

◇社会教育に関わる組織・団体間の協力と連携を推進します

- 市同協支部を中心に、地域にある様々な団体や組織がお互いに連携し、人権に関わる研修会や啓発事業の実施、そして日常的な連携ができる組織づくりを推進します。

◇学校教育と社会教育の協力と連携を推進します

○小中学校と市同協支部を中心に、学校と地域の団体や組織間の協力と連携した活動を推進し、各中学校区事業間の交流を通してその活動内容の充実を図ります。

◇地域・学校・行政等が共に学ぶ機会の充実を図ります

○地域・学校・行政等の人権に関わる具体的な実践を広く発信・共有し、交流や相互連携を深めるため、人権・同和教育に関わる研究大会等、研修・研究の場の設定とその充実を図ります。

2 人権啓発

(1) 市民に対する人権啓発

【現状と課題】

「男女共同参画推進強調月間」や「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」、「障害者週間」を中心に、街頭啓発、講演会、人権映画祭、市広報紙等を通して、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等、様々な人権問題の啓発を実施しています。

また、地域住民が主体となって取り組んでいる市同協支部の活動や、学校・地域等が連携して開催する「糸島市人権・同和教育研究大会」、「中学校区事業」など、市全域で人権の取組が実施されており、市民の人権意識が高まっていると言えます。

しかし、依然として様々な差別事象が存在しているのが現状です。さらに災害や感染症等による誹謗・中傷などの新たな人権問題も深刻化し、SNSを利用した個人への誹謗・中傷や人権を否定する情報も溢れています。

また、「市民意識調査」では、特に若年層の人権問題に対する意識の低さや市主催の講演会・研修会等への参加が少ないことも課題としてあげられました。

このため、市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題の正しい認識を深め、人権問題を身近なものとして感じられるよう、人権が確立された社会とするための啓発を継続して推進していくことが必要です。

【施策の基本方向】

人権啓発を効果的に推進するために、市民や関係団体、学校、市等の連携を図ります。

◇市同協支部や関係団体等と連携した啓発を推進します

- 「人権尊重のまちづくり」の推進と、「安全安心のまちづくり」の取組を連携させ、「あいさつ運動」、「みまもり活動」を推進します。
- 「同和問題啓発強調月間」や「人権週間」において、市同協支部の実情に応じた啓発活動に学校や関係団体等と連携して取り組みます。

◇情報の提供並びに広報等を活用した啓発を推進します

- 広報いとしま、市ホームページを活用し、「男女共同参画推進強調月間」や「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」、「障害者週間」等の取組、法律相談、各種講座等、適時性に富む内容を掲載します。

◇人権センター及び男女共同参画センターでの啓発事業を推進します

- 各種啓発事業を通して、市民の人権意識の高揚を図ります。

(2) 企業における人権啓発

【現状と課題】

企業は社会的存在である以上、社会性・公共性を有し、顧客・従業員・株主・地域住民等に対し、各種の社会的責任を負っています。

1975年（昭和50年）に発覚した「部落地名総鑑」事件を契機として、同和問題解決のための企業の社会的責任が強く叫ばれるようになり、「企業内同和問題研修推進員制度」（現在「公正採用選考人権啓発推進員制度」と改称）が設けられました。

さらに、1999年（平成11年）には、職業安定法の改正に伴い、同法に基づく「労働者の募集に関する指針」が示され、社会的差別の原因となる求職者等の個人情報収集禁止や新規高等学校卒業予定者の全国高等学校統一用紙の使用等が明記されました。

本市では、同和問題の解決を図るために、企業の社会的責任と自覚のもとに会員相互が連携して、同和問題の正しい理解と認識を深めることを目的に「糸島地区企業内同和問題研修推進協議会」が組織されています。2020年度（令和2年度）は、51の事業所が会員となり、講演会の開催や各種研修会等への参加を予定しています。

その他、改正出入国管理法が2019年（平成31年）4月に施行され、人材確保が困難な状況にある産業分野において「特定技能1号、2号」の在留資格で働く外国人が今後ますます増加すると予想され、外国人労働者を雇用する企業に対する啓発が重要になります。また、我が国が培ってきた技能等を習得させ、開発途上地域への技能等移転による経済発展を支える「技能実習1号、2号、3号」の在留資格を持つ外国人を保護するため、技能実習法にて人権侵害等に対する罰則等が設けられています。

【施策の基本方向】

◇事業者や事業者団体への啓発を推進します

- 糸島地区企業内同和問題研修推進協議会と連携して、企業が社会的責任をさらに自覚し、人権を大切にす企業づくりや、人権尊重の意識の高い職場づくりを推進します。
- 市同協の事業計画や広報活動などを通して、糸島地区企業内同和問題研修推進協議会との連携を推進します。
- 外国人労働者を雇用する糸島市内の企業に対し、啓発を推進します。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する研修等の推進

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対しては、人権尊重の精神を涵養するための研修を重点的に実施していくことが大切です。

(1) 市職員等

直接市民と接して様々な業務に従事している本市の職員等には、豊かな人権感覚及び知識・情報を有するとともに、常に人権重視の視点で市民と接することが求められています。

このため、新規採用職員をはじめ、すべての職員等を対象とした人権・同和問題研修を実施します。

(2) 教職員等

未来を担う幼児や児童・生徒の人権尊重の精神と態度を育成し、就学前教育や学校における人権教育を充実するためには、教育に携わるすべての教職員等が人権尊重の理念を正しく認識し、人権についての知的理解を深め、人権感覚をさらに高める必要があります。

このため、新規採用職員をはじめ、すべての教職員を対象とした人権・同和問題研修を確実に実施するとともに、人権教育に関する自己啓発を積極的に推進します。

(3) 社会教育関係団体

社会教育関係者は、地域住民にとって日々の生活と密着しています。

このため、それぞれの職務に応じた人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行できるよう人権研修を実施します。

(4) 福祉・介護事業関係者

福祉・介護事業関係者は、個人の人格の尊重と秘密の保持及び公平な処遇の確保など、人権に関してきめ細かな配慮が必要です。

このため、職務に応じた人権研修を推進します。

(5) 保健・医療関係者

保健・医療関係者は、市民の生命や健康に深くかかわる業務を担っていることから、人権を尊重した処遇や個人情報の適切な管理など、人権に関してきめ細かな配慮が必要です。

このため、人権意識を高めるにあたり、様々な研修会への参加を求め、職務に応じた人権研修を推進します。

(6) マスメディア関係者

情報化社会の進展に伴い、インターネット上で誰でも気軽に情報を発信できるようになりました。一方で、不確かな情報や思い込み、いわれのない誹謗・中傷など、不確かな情報が蔓延しているのも事実です。そのような状況の中で、正確な情報発信や人権啓発など、マスメディアの位置づけや果たす役割は、ますます重要性を増しています。

そこで、マスメディア関係者に、人権尊重の視点に立ったメディア活動を進めてもらうため、人権研修等の自主的な人権教育への取組について、働きかけを行います。

(7) 警察関係者

警察関係者は、その職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされています。このため、「糸島市・糸島警察署連絡会議」などを活用し、人権研修の働きかけを行います。

4 総合的かつ効果的な推進

人権問題が多様化しつつある状況から、法の下での平等、人権尊重といった普遍的な視点を持ちながら、人権教育・啓発に関する取組の連携を図り、より深く追求していく必要があります。

(1) 学習環境の整備

自己の人生の充実と生活の向上を目指し、自ら学び成長を図るため、生涯を通じて学習する必要があります。

本市では、生涯学習振興のための施策を通じて、人権に関する学習を一層推進します。

また、地域における学習に関し、まちづくりの拠点施設として市立コミュニティセンターが設置され、市民が気軽に利用でき、日常生活圏内における身近な学習の場として大きな役割を担っています。

今後は、これらの学習環境の整備・充実を図るとともに、市民の学習意欲や多様な関心を的確に捉えて、様々な角度からのアプローチを図りながら、すべての市民が日常的に人権問題を身近な問題として取り組むことができるような学習機会を提供します。

(2) 学習内容・手法の充実

地域、学校、民間団体等においては、これまでに様々な人権教育・啓発に取り組んできており、多くの実績があります。その内容は、国際的な人権の潮流、差別の現実、人権問題と自分とのかかわり等に関するものや、差別をなくす取組、日常生活や地域に根ざしたもの等広範囲にわたっています。学習手法としては、広報紙、冊子をはじめ、ビデオ・DVD等を媒体としたものや、講演会・オンライン形式あるいは体験的参加型学習等が挙げられます。

これらの内容・手法は、対象者や地域の実情を反映したものであるとともに、実践を通してその効果等が検証されていることから、今後の内容・手法を創意工夫していくための参考となります。

今後は、既存の効果的な内容・手法を活用し、対象者や地域の実情に応じたより効果の期待できる新たな内容・手法について検討を行い、実効性のある研修を推進します。

(3) 人材の育成

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、市における教育・啓発を計画的・系統的に推進する担当者の育成が必要になります。

また、あらゆる人々を対象に、あらゆる場における人権教育・啓発を実効性のあるものにするためには、対象者や地域の実情を踏まえ、地域に密着した人権教育・啓発を推進する人材を育成する必要があります。

このため、担当者等の資質の向上を目指す様々な研修会等を実施するとともに、研究団体等とも連携しながら、日常生活の中で主体的に人権問題の解決に取り組む人材を育成します。

第4章 分野別施策の推進

本市では、市民の人権感覚を豊かにし、差別のない「人権尊重のまちづくり」を推進するため、行政区単位や市同協支部単位の研修会などをはじめ、様々な人権教育・啓発を推進してきました。

しかしながら、今なお同和問題をはじめ様々な人権問題がみられ、これらの解決に向けて市民の理解と認識をさらに深めていく必要があります。

このため、本市では次に掲げる分野別の項目を重点的な施策と位置づけ、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

1 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です。

国は、1965年（昭和40年）の同対審答申を受けて、早急な解決を目的に、国及び地方公共団体の責務、国民的課題として、1969年（昭和44年）に同対法を施行し、以後、2度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和対策事業を実施しました。

福岡県では、国の「人権週間」の取組に加え、県独自の取組として、1981年（昭和56年）から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、街頭啓発や講演会など市町村と一体となって各種啓発事業を実施しています。

1996年（平成8年）には啓発の拠点施設として「福岡県人権啓発情報センター」を設置し、同和問題に関する常設展示や様々な人権問題に関する特別展の開催、講演等を行い、県民への各種啓発に取り組んできました。

また、「部落差別解消推進法」が2016年（平成28年）に施行されたことを受け、1995年（平成7年）に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を2019年（平成31年）3月に施行しました。

本市においては、同和問題をはじめ様々な人権問題の正しい認識を深め、一切の差別を許さない市民の形成を目指し、人権教育及び啓発事業の推進を図ることを目的に、市同協を2010年（平成22年）4月に発足させました。

市同協では、あらゆる人権問題の解決に向けて、「人権尊重のまちづくり」を推進し、市同協支部の活動による市民啓発と指導者育成は本市の特色ある取組の一つとなっています。

とりわけ、市民が正しい理解を持ち人権尊重の意識を高めるために、講演会や研修会の開催、広報紙やパンフレット等による啓発、ポスターの掲示など、多くの取組で人権意識の高揚が図られた結果、市民自ら人権問題に取り組む活動も増え、一定の成果をあげてきました。

2019年度（令和元年度）に実施した「市民意識調査」では、同和問題や部落差別について「差別を受けた話をきくと、心から怒りを感じる」（52.3%）、次に「今の時代に部落差別をするよ

うな人は人間として失格である」(43.9%)、「差別をなくすための署名運動などがされていれば、積極的に参加する」(38.7%)という設問に対し、「そう思う」が半数近くを占めるという結果になりました。同和問題に関して、人権が尊重されていない事項としては、「結婚問題で周囲が反対すること」(50.5%)が半数を占め、人権・同和教育の大切さを市民も認識しています。

一方、自由意見では同和問題に取り組む必要はないとの否定的な意見が依然として挙がっており、差別意識の解消には至っていません。また県内では、差別落書き等が継続して発生しており、インターネット上では、同和地区の所在地情報の流布や差別的な書き込みなどの問題が深刻化しています。

他に、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっている「[※]えせ同和行為」の根絶に向けた取組が必要です。

同和問題は独立して存在する問題ではなく、我が国の人権問題全体に深くかかわる問題です。このため、同和問題を人権問題の重要な柱ととらえ、他の人権問題の解決とつなげて、人権教育・啓発をいっそう推進しなければなりません。行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、市民、行政、関係団体等がそれぞれの役割を果たして、市民全体で問題の解決に向けて取り組むことが大切です。

【施策の基本方向】

◇人権・同和問題啓発を推進します

- 県、他市町村、関係団体等との緊密な連携の下、市民一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深め、市同協支部の事務局でまちづくりの拠点施設であるコミュニティセンターと連携し、同和問題啓発強調月間の講演会や研修会の開催、街頭啓発等のほか、広報紙、市ホームページを活用した啓発の推進に積極的に取り組みます。
- 特に、「市民意識調査」の結果から、問題意識の希薄化が懸念される若年層を対象とした啓発を推進します。
- 新たな取組として、人権センター事業を活用し、社会人権・同和教育指導員等による連続講座の開催を企画します。

◇人権・同和教育を推進します

- これまで培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、就学前教育や学校教育、社会教育が連携し、家庭・地域・学校が一体となり、各種事業・研修会等を効果的に行います。また、これらの取組を通して、市民に自由平等の思想を啓発し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい認識を深め、一切の差別を許さない市民の形成をめざし、「人権尊重のまちづくり」を積極的に推進します。
- 社会教育においては、特に若年層を対象とした人権研修を系統的、効果的に行うために、啓発資料の開発や学習方法の工夫・改善に努めます。
- 部落問題学習としては、部落史や糸島の地域性を勘案した素材（筑前竹槍一揆や干拓の歴史など）を積極的に活用し、過去から現在に至る部落問題の学習に重点を置きます。

2 女性

【現状と課題】

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」に始まり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

国においては、1994年（平成6年）に男女共同参画推進本部が設置され、1996年（平成8年）に「[※]男女共同参画2000年プラン」が策定されました。1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年（平成12年）には、この法律に基づく「[※]男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」（男女雇用機会均等法）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）など、男女共同参画社会に向けた法律の整備と改正が図られました。これに伴い、女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も着実に増加しています。

そうした中、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、10年間の時限立法ではあるものの、働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性が働きやすい社会を実現することが求められています。

さらに、2018年（平成30年）には男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、様々な分野で女性の活躍がますます期待されています。

福岡県では、2016年（平成28年）には「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定され、女性がいきいきと働き活躍できる社会を目指し、「福岡県女性の活躍応援協議会」が設立されました。

男女共同参画社会推進に向けた法令等が整備され、それらに基づく様々な施策の実施により、30代女性の就業率が低くなる「M字カーブ」の問題は解消に向かっていますが、一方では配偶者やパートナーからの暴力被害が社会問題となっており、さらに妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントも顕在化しています。

2017年（平成29年）には性犯罪に関する刑法が改正され、2019年（平成31年）には性暴力の根絶及び被害者の支援に関する「福岡県性暴力根絶条例」が制定されました。性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会を実現するために、被害者支援の充実が求められるとともに、企業におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止へ向けた取組が求められています。

本市では、男女共同参画社会づくりへ向け、2010年（平成22年）に「糸島市男女共同参画社会推進条例」の制定、2011年（平成23年）には「糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。当該条例では男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いをしないことを定めています。2016年（平成28年）には「糸島市男女共同参画都市宣言」を行い、「糸島市男女共同参画シンボルマーク」を決定しました。

また、第3次糸島市男女共同参画社会基本計画（以下「次期計画」という。）を策定する際の参考資料となる2019年（令和元年）の本市における「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果によれば、「男は仕事、女は家庭」という考え方については世代や性別を問わず否定的な人が多くなっていますが、性別役割分担に肯定的な人の割合を性別で見ると、男性43.5%、女性29.3%と男性の割合が14.2ポイントも高くなっています。このことから性別役割分担意識がまだ完全には払拭されていないことがわかります。

そこで、次期計画においては、引き続き仕事と家庭の両立支援策の拡充や性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発に取り組むと同時に、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりを目指し、様々な施策を推進していく予定です。また、「SDGs（持続可能な開発目標）」の17の目標の一つである「4. ジェンダー平等を実現しよう」に関係が深い目標が盛り込まれています。

【施策の基本方向】

◇男女共同参画を実現するための環境づくりを推進します

- 女性の人権が尊重される社会を実現するため、政策・方針決定の場への女性の参画を図るとともに、男女平等や男女共同参画推進の啓発活動を行います。

◇女性の人権を尊重し、支援する社会づくりを推進します

- 誰もが安心して暮らせる支援施策の充実を目指し、出前講座等の啓発活動を推進し、DV（家庭内暴力）やデートDV（恋人間暴力）による被害の防止に取り組むとともに、被害者の人権を尊重しながら、法律等に基づいた適切な支援を行います。
- 性暴力根絶に向けた研修を進めます。

◇家庭・地域・職場における男女共同参画を推進します

- 男女があらゆる分野において対等に参画するため、男女共同参画センターを活動拠点とし、事業者や団体等と連携した取組の推進、職業生活と家庭生活の両立支援の取組、地域における女性の参画等を推進します。

3 子ども

【現状と課題】

子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。

国は、日本国憲法の理念に基づき、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」を、1951年（昭和26年）には、「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。

また、1994年（平成6年）には「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童の最善の利益が主として考慮される」という条約の精神に沿って、1998年（平成10年）に児童福祉法を改正しました。1999年（平成11年）には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000年（平成12年）には、「児童虐待の防止等に関する法律」、2013年（平成25年）には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど関係法令等を整備してきました。

子どもの人権尊重の動きが進む一方、虐待などの子どもの人権侵害が深刻化しており、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化しています。また、覚せい剤や大麻等の薬物乱用、有害情報の氾濫や性の商品化といった子どもの心身をむしばむ社会現象もみられます。2019年（令和元年）には、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが児童福祉法に加わりました。

福岡県では、2007年（平成19年）には、福岡県要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村や学校、警察等の関係機関と連携しながら、児童虐待防止施策を推進してきました。

また、いじめや体罰をはじめとした子どもに対する人権侵害の問題を解決するため、人権についての教育活動を推進するとともに、^{*}スクールカウンセラーや^{*}スクールソーシャルワーカー等の外部専門家との連携・協力や学校への配置を拡充するなど、子どもからの相談体制の充実等に努めてきました。

2014年（平成26年）には、「福岡県いじめ防止基本方針」を、2015年（平成27年）には「福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）」を策定し、いじめ問題の解決に向けた取組を推進しています。

同じく2014年（平成26年）に、福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会を設置し、市民が連携して、インターネットによるいじめや中傷、犯罪被害を防ぐとともに、青少年のインターネットの適正利用の推進にも取り組んでいます。

2015年（平成27年）には、「^{*}ふくおか未来人財育成ビジョン（福岡県教育大綱）」を策定し、地域の未来を担う子どもたちの育成を進めています。さらに「出会い・子育て応援プラン」に、「子ども・子育て支援法」の計画を併せた、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりを進めています。

本市では、2010年度（平成22年度）に策定した「第1次糸島市長期総合計画」において「子育て支援」を重点プロジェクトに設定し、子育てや教育環境の充実を図ってきました。

また、糸島市要保護児童対策協議会も合併時に移行する形で設置し、2018年（平成30年）には、児童虐待対策を担う子ども家庭総合支援拠点を設けました。さらに、2020年（令和2年）には、子育て世代包括支援センターを開所し、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援をスタートしています。

2018年（平成30年）に実施した子育て家庭の実態と子育て支援ニーズなどを把握するためのアンケート調査では、97.7%の保護者が子育てに喜びを感じている一方、教育や健康、発達など子育てに悩みや不安を感じている割合も90.7%と9割を超えています。少子化や核家族化、都市化の進行により、身近に相談したりアドバイスを受けられる人が減っている可能性があります。

また、子育てに対する不安感、負担感を低減させるためには、家族のみならず地域のかかわりも大切になってきます。地域からの声かけが78%あり、地域全体で子育てできる環境がまだ残っていることが伺えます。

このような現状を踏まえ、すべての子どもが、家庭や地域において、豊かに愛情に包まれながら、夢と希望を持って、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく、のびのびと健やかに育ち、自立した大人へと成長することを目指し、2020年（令和2年）3月、「子ども・子育て支援総合プラン」を策定し、本市の子どもに関する政策の目標や方向性を定めました。

学校教育においては、2014年度（平成26年度）から糸島市が独自に作成している「人権教育の手引き」を用いて、障がいのある人に関わる差別的言動や賤称語使用などの差別事象、SNS利用を含むインターネット上における人権侵害、性的少数者への差別事象等について、子どもたちと共に考える取組を推進しています。しかしながら、インターネット社会の急速な発展、オンラインゲーム使用の低年齢化等、社会や環境の変化に伴って、インターネット利用における人権侵害につながる書き込みの危険性やインターネットの適切な使用方法などについての情報モラル教育を一層充実する対応が必要です。

さらに、いじめの解消に向けて、心理面の様々な課題を克服し、他者を受容することや、社会への責任感や公正さの精神を培うことも大切です。

子どもが豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他者を思いやる心、人権を尊重する心などを培い、自立した社会生活を営む上での基礎となりよりよい社会を形成していく素地となる豊かな情操、自尊感情、規範意識、社会性の育成が求められています。

【施策の基本方向】

◇児童虐待防止対策を推進します

- 児童福祉法・児童虐待の防止に関する法律の責務等を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点を中心に地域と連携し、児童虐待の予防、早期発見、迅速・的確な対応のための対策の充実を図ります。

◇子どもの人権が尊重される社会づくりを推進します

- 子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる地域や家庭の教育力の向上など、子

もが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育を推進していきます。

◇子育て支援の環境を整備します

○子育て世代包括支援センターを中心に、子育てに関する相談・支援体制の確立や子育て支援ネットワークの確立、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、延長保育や一時預かり事業、障がい児保育事業の充実を図るなど、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。

◇心豊かに育つ環境づくりを推進します

○子ども自身が、次代の担い手としての責任を自覚して、主体的な生き方ができるよう家庭・地域・学校が連携して、きめ細かな教育を推進します。

◇子どもの健やかな成長を支援します

○子どもが、社会性・自立性を育み、自立した生活を築くことができるよう、それぞれの実状に応じた子どもの成長を支援する視点に立った施策を推進します。

4 高齢者

【現状と課題】

我が国においては、1995年（平成7年）に「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づく「高齢社会対策大綱（1996年（平成8年））」を基本として、各種の対策が講じられてきました。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度」が2000年（平成12年）から施行されました。2017年（平成29年）には、県内の介護サービス利用者は制度開始時の3倍を超えるなど、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとして定着しています。

介護保険制度は定着したものの、少子高齢化の進展等により、高齢者を取り巻く社会情勢が変化し、家庭や介護施設などで、高齢者に対する身体的、心理的、経済的虐待、介護や世話の放棄・放任等が深刻になる中、高齢者の尊厳を保持するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が2006年（平成18年）に施行されました。高齢者虐待防止法では、地方公共団体が、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うこととされています。

我が国の65歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった2015年（平成27年）に約3,392万人で、2020年（令和2年）には、約3,605万人に増加しており、総人口に占める割合（高齢化率）は28.6%となっています。（総務省「人口推計」2020年（令和2年）4月1日確定値）

本市においても、65歳以上の高齢化率は上昇しており、2020年（令和2年）4月1日現在の住民基本台帳でみた高齢化率は、29.2%となっています。なお、163行政区のうち、113の行政区において高齢化率が30%を超えています。このような高齢化社会に対応するため、高齢者の生きがいづくりの推進や高齢化に伴う多様なニーズを的確に把握し、ニーズに適した高齢者福祉サービスの推進が必要となっています。

2019年（令和元年）10月に実施した「高齢者の生活状況・健康状態調査」の結果によると、高齢社会に対応するために望む活動で最も多いのは、地域内のひとり暮らし高齢者等への支援体制でした。しかし、今後、高齢者を見守り、生活を支える民生委員・児童委員や地域のボランティアに求められる役割はさらに増え、担い手が不足することが予測されます。人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域や社会をつくる、地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。

また、高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加しています。認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていかなければなりません。

認知症やその他の疾病等により、判断能力や意思決定能力が不十分な人は、消費者被害等の不利益や財産侵害を受ける可能性が高くなります。個人の尊厳を尊重した生活を送るためには、[※]成年後見制度の利用促進が重要になっています。

そのため、本市では、「糸島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定において、高齢者福祉の推進とともに、総合的かつ計画的に高齢者の権利擁護の視点に立った人権教育・啓発に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

◇地域における支え合いの仕組みづくりを充実します

○市民に身近な小学校区単位として、校区社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉法人等が協議する場を設置し、地域における支え合いの仕組みを構築します。このような取組を通じ、市民の生活支援や見守り活動への参加を促進します。

◇認知症施策を推進します

○認知症に関する市民理解を深める取組と、認知症の人とその家族を支える地域づくりの推進を図ります。

◇成年後見制度の利用促進を図ります

○成年後見制度は、認知症やその他の疾病等により、判断能力や意思決定能力が不十分な人の権利擁護のほか、経済的虐待の発生予防・早期発見を図る上でも、非常に重要な制度です。今後も引き続き成年後見制度の周知・啓発を図り、制度の利用を促進します。

◇高齢者虐待防止対策を推進します

○施設従事者等への研修や市民への啓発による未然の防止、通報制度等の周知による早期発見・対応等を推進し、高齢者虐待防止に向けた体制の充実を図ります。

5 障がいのある人

【現状と課題】

障がいや障がいのある人への誤解や偏見、社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加が妨げられている状況があります。

このため、障がいのある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、障がいのある人の権利利益の擁護を目的に、2012年（平成24年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行されました。

また、2004年（平成16年）の「障害者基本法」改正により明示された「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、2016年（平成28年）に「障害者差別解消法」が施行されました。

雇用分野では、障がいのある人への差別の禁止及び合理的配慮の提供を規定した「改正障害者雇用促進法」が2016年（平成28年）に施行され、県内民間企業における2019年（令和元年）12月の障がい者雇用数は17,842人、障がい者雇用率は2.12%といずれも過去最高となったものの法定雇用率2.2%は達成できていません。特に、近年は、精神障がいのある求職者や就職者が急増しています。

障がいのある人の職業能力開発については、福岡障害者職業能力開発校において実施していますが、身体障がいのある人の入校が減少傾向にあり、精神障がいのある人や発達障がいのある人の入校が増加傾向にあります。

2013年（平成25年）から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に定める障がいのある人に難病患者が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

また、2015年（平成27年）には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながら社会参加の機会が確保され、地域で尊厳を持って生きることができるよう、共生社会の実現に向けた施策を総合的に実施することとされました。

福岡県では、1998年（平成10年）に施行した「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、建物や道路、公園などのバリアフリー化を推進し、障がいのある人や高齢者が参加できる地域づくりを推進しています。

さらに「福岡県身体障がい者体育大会」等の各種大会を開催し、障がいのある人のスポーツ・文化活動を推進しています。

本市では、^{*}ノーマライゼーションの理念に基づき、2011年（平成23年）3月、糸島市障害者計画（支援の輪プランいとしま）を策定しました。この計画のもと「安心できる暮らしと、社会参加を支えるやさしいまちづくり」を基本理念に、障がいのある人の現状や願いを地域住民が理解し共感しながら、やさしさと思いやりのある心で支援の輪をつくり、安心して暮らすことができ、社会参加もできるまちづくりを進め、2016年（平成28年）には、障がいのある人に対する理解促進を重点施策に据え「第2期糸島市障害者計画」を策定しました。

同年「第1次糸島市長期総合計画後期基本計画」においては、障がいのある人が地域で暮らしていくためには、同じ地域に住む人たちの理解と協力が不可欠であるため、障がいのある人の地

域生活支援、社会参加、就労の支援を重点施策と位置づけました。

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営み、社会参加と自己実現を図るためには、障がいの特性に配慮した身近に相談ができる場所が必要となるため、2019年（令和元年）には障がい者相談支援センターを4か所に増やし、障がいのある人だけでなく地域住民が気軽に相談できる体制を整えました。

その中で、年に数件、障がいのある人への虐待の相談が寄せられています。障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つけるだけでなく、生命をも危険にさらす重大な問題です。そのため、警察や福祉関係者からなる糸島市障がい者虐待防止対策委員会を開催し、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援を行い、障がいのある人への虐待の防止を図っています。

さらに、知的または精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人を対象に、地域で自立し、安心して生活を送ることができるように、日常的な金銭管理などを支援するとともに、成年後見制度の利用について広報を行い、利用者の立場に立ったサービスの提供を行っています。

2019年（令和元年）に実施した「市民意識調査」では、障がいのある人の人権が特に尊重されていないと思うことは「働ける場所や機会が少ないこと（学校や職場の受入体制が不十分なこと）」（51.3%）が半数以上になっています。

また、2020年（令和2年）に実施した「福祉に関するアンケート調査」では、「障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがある・少しある」と答えた人は37.5%、差別や嫌な思いをした場所は、学校・職場29.2%、外出先18.0%、地域13.7%で6割を占めています。

学校や職場、外出先、住んでいる地域において障がいのために嫌な思いをした人が多くいることから、今後もさらにノーマライゼーションの理念のもと、地域住民一人ひとりの障がいのある人への理解と問題意識を高める必要があります。

今後も、「障害者週間」や「障害者雇用支援月間」等を通じて、障がいのある人への理解と障がいのある人に関する情報の提供を促進し、障害者差別解消法による「差別を解消するための措置」や「合理的配慮の不提供の禁止」などの取組の推進が求められます。

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

【施策の基本方向】

◇障がいのある人への理解と社会参加を促進します

- 障がいのある人の人権が尊重され、自立とあらゆる分野への活動参加を促進するため、障がいのある人に対する正しい理解と知識の普及・啓発の充実を図り、障がいのある人に対する差別解消に努めます。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう糸島市障がい者相談支援センターと連携した相談体制の整備や障がいのある人への情報[※]アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実などの環境づくりを進めます。

○障がい者スポーツの振興、各種レクリエーション、文化・芸術活動への参加促進等に取り組みます。

◇権利擁護の推進及び虐待の防止に取り組みます

- 認知症や障がいで判断が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるための権利擁護体制を整えるため、市民後見人を養成します。また、市民後見人が安心して活動を行うための支援体制を推進します。
- 障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、未然防止・一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援を行います。

◇障がいのある人の就労に関する理解を推進します

- 働く意欲を持ちながら、職業機会の確保が進まない状況を改善し、仕事を探すときや就労後に差別や嫌な思いをしないよう、障がいと障がいのある人に関する理解を推進します。

◇教育・療育を充実します

- 交流及び共同学習の推進や障がいのある子どもの地域活動の支援を行い、障がいのある子どもとその教育についての理解促進に取り組みます。また、関係機関との連携を強化して障がいの早期発見に努めるとともに、早期の段階において療育事業を実施し、成長段階に応じた支援に取り組みます。

☆「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」と、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。ただし、法令・条例や制度などの名称は、そのまま漢字で「障害」と表記しています。

6 外国人

【現状と課題】

我が国で生活する外国人は増加していますが、言語や宗教、生活習慣などの違いにより、日本人と外国人がお互いをよく理解できていないことなどから、両者の間に様々な誤解が生じ、就労差別やアパート等への入居拒否、飲食店等への入店拒否など、外国人の人権に関わる様々な問題が発生しています。2016年度（平成28年度）の法務省「外国人住民アンケート調査」では、就労の際の差別、入居や入店の拒否、侮辱等の差別的発言があると報告されています。

また、法務省が行った調査では、2012年（平成24年）4月から2015年（平成27年）9月の間に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆる「ヘイトスピーチ」を行っていると考えられた団体が実施したデモ・街宣活動が全国で1,152件確認されています。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、その解消に向けて取り組む必要があることから、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が成立、同年6月に施行されました。

本市における外国人登録者数は、九州大学伊都キャンパスが開校した2005年（平成17年）頃から増加し、2020年（令和2年）6月末で71カ国、1,256人となり、本市の人口の約1%を占めています。今後も九州大学伊都キャンパスや市内日本語学校に通う留学生等の増加、出入国管理法の改正（2019年（平成31年）4月施行）による外国人労働者の雇用拡大等を背景に、増加すると予想されます。

さらに、国際化の進展や外国人労働者の受け入れなどに伴い、外国にルーツを持つ子どもの増加も見込まれます。

このような中、日本人との言葉や文化、生活習慣の違いから発生する諸問題の解決のため、2020年（令和2年）3月、「糸島市多文化共生推進計画」を策定しました。2025年度（令和7年度）までの6年間の計画期間とし、日本人の多文化共生の意識醸成と外国人への総合的な支援を行い、地域への参画を促すまちづくりを推進していきます。

日本人と外国人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、同じ地域に住む日本人と外国人は地域を支えるパートナーであり、お互いの異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。そのために、家庭、地域、学校、職場が連携・協力して、人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

今後とも、人権教育や国際理解教育を推進し、偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

◇国際理解のための教育・啓発を推進します

- 家庭、地域、学校、職場が連携・協力しながら、国際理解のための人権教育を推進することで、外国人に対する偏見や差別意識の解消を図り、様々な国の文化や多様性を尊重するよう教育・啓発を推進します。
- 日本人と外国人が異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重し、同じ市民として参画できる開かれた地域社会を実現するため、国際交流協会等における外国人との交流活動等を通して、相互理解を促進します。

◇住みよい環境づくりを推進します

- 地域に暮らす外国人の人権を擁護するために、日本語教室の開催等、言語や生活に必要な情報を理解するための取組や、国際交流協会や関係機関等との連携によって、外国人が安心して安全な日常生活を送ることができるように支援する取組を推進します。
- 地域の日本人と外国人がお互いに知り合い、交流と連携を深めながら地域社会の一員として主体的にまちづくりに参画する取組を支援し、お互いの知識や能力が発揮できる地域づくりを推進します。

◇外国にルーツを持つ人への支援を推進します

- 外国につながりを持つ子どもやその保護者に対して、生活に必要な情報提供を行い、日本人と同様の支援を確実に受けることができるよう配慮を行っていきます。

7 感染症〔COVID-19（新型コロナウイルス感染症）・HIV感染症・ハンセン病〕等

【現状と課題】

人類と感染症のかかわりの歴史は古く、様々な感染症が多くの人類の命を奪ってきました。一方、18世紀以降のワクチンや抗生物質の開発により、感染症の予防・治療方法は飛躍的に進歩し、様々な感染症を治療することができるようになりました。しかし、同時に感染への恐れから、感染者への誹謗・中傷や偏見や差別が生じています。

2020年（令和2年）は、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の症例が増え始め、現代の人の移動の高速化に伴い、瞬く間に地球規模で感染が流行しています。国は、3月2日から全国の小中学校や高等学校、特別支援学校等の休校を要請し、4月7日に福岡県を含む7都府県に「[※]新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を行いました。一方、日々感染者数等の報道が行われている中、ウイルスのみにとどまらず、人々の中に感染者に対する恐怖心が芽生え、徐々に感染者や医療従事者等に対する誹謗・中傷や心ない書き込み等がインターネットやSNS等で広がっています。また、緊急事態宣言下での様々な自粛により経済への大きな打撃となっています。この感染症では、感染してしまうことが不安を呼び、不安が差別を生み出しています。

本市でも、2020年（令和2年）3月に陽性者が確認され、約10か月経った令和3年1月21日時点で、陽性者数は200人を超え、多くの市民がCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の脅威を感じ、これまでの日常が大きく変化する状況になりました。加えて、陽性者や陽性となったルートが大きな関心事になり、陽性者の特定やその情報の流布も多くみられました。

[※]HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症では、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性は低く、早期発見・早期治療により、病気をコントロールすることができます。また、HIV感染症・エイズに関する知識は徐々に普及してきましたが、依然としてHIV感染者への偏見や差別が存在しています。1999年（平成11年）に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、国は「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定し、人権を尊重しつつ、普及・啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供等の施策を推進しています。

[※]ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症で感染力は弱く、感染した場合でも発病する可能性は極めて低く、適切な治療により後遺症もありません。しかし、ハンセン病患者は、誤った隔離政策と教育・啓発が不十分であったことから、長い間偏見や差別に苦しんできました。ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間の隔離と高齢化により完治後も療養所に残らざるを得ない等、社会復帰が困難な状況です。1996年（平成8年）に「[※]らい予防法」が廃止され、2009年（平成21年）には、ハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復等を推進し、ハンセン病問題を早期に解決するため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

誰もがウイルスや細菌には感染したくはありませんが、感染は誰にでも起こりうることです。COVID-19（新型コロナウイルス感染症）に限らず、感染症の不確かな情報に基づく不当な差別、

いじめ等の人権侵害があつてはなりません。併せて、正しい情報を確認しつつ、人権に配慮した行動が必要です。

また、偏見や差別を行わない、感染症の治療に従事している人たちを応援する等の想いが形として表現できるよう啓発活動を進めていく必要があります。

【施策の基本方向】

◇感染者への偏見や差別解消に向けた啓発を推進します

○感染者への偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、シトラスリボンプロジェクトを通して誰もが偏見や差別を行わないという意思表示をするとともに、感染者や医療従事者等感染症の治療に従事している人を応援することで偏見や差別のない、心から暮らしやすい人権に配慮した優しいまちづくりを行います。

◇HIV 感染症等に対する正しい知識の普及・啓発を推進します

○HIV 感染症に対する偏見や差別意識を解消し、人間としての尊厳と自由を認め合う共生社会の実現をめざして、学校教育、保健機関等との連携のもと、病気に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

◇ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を推進します

○ハンセン病回復者への偏見や差別を解消するため、国の政策やハンセン病の正しい知識の普及啓発に努めます。

8 犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援・救済を図るため、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年（平成17年）には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

しかしながら、犯罪被害者等は、財産を奪われる、傷害を負わされる、命を奪われる、家族を失うといった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかと不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮、さらには周囲の無理解等からくる心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗・中傷等の二次的被害など、様々な問題に苦しんでいます。

一方、犯罪加害者家族についても、加害者の家族であることへの精神的、社会的、経済的な被害は大きく、生活が破綻するなどの実態があります。被害者とその家族はもちろんですが、加害者の家族もまた相当の苦しみと加害者以上に厳しい困難が強いられています。

【施策の基本方向】

◇啓発活動及び関係機関との連携を推進します

- 犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、関係機関及び民間の団体等との連携の下、犯罪被害者等に対する市民の理解が深まるよう、啓発を推進します。

9 インターネット等による人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でのプライバシーの侵害、差別を助長する表現の書き込み、虚偽情報を拡散するフェイクニュースなどの様々な問題が発生しています。特定の個人や団体を誹謗・中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

公の場での差別落書きなどは、その場で物理的に消去することも可能ですが、インターネット上の書き込みは、半永久的にその空間を漂い続けます。誤情報・虚偽情報の拡散を抑止することは困難で、削除するには多大な手間を要します。また正しい情報であっても、本人にとっては触れられたくない記述である場合もあります。このため「忘れられる権利」が国際的にも議論されています。

2014年（平成26年）には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」いわゆる「リベンジポルノ被害防止法」が制定されました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「コロナ差別」についても、インターネットがその温床になっています。感染者を特定したり、ネット上で公表したりすることで、感染者やその家族が誹謗・中傷や嫌がらせを受け、転居を余儀なくされる事案も発生しています。

インターネット上のトラブルは、年々増加するとともに、低年齢化が進んでいることから、学校教育や社会教育を通じて、子どもたちと子どもたちを取り巻く大人や地域が一体となって問題の解決に取り組むことが重要です。

【施策の基本方向】

◇インターネットでの人権侵害を防ぐための啓発活動・環境整備を推進します

○SNSを含むインターネット上での人権侵害について、市民が加害者にも被害者にもならないために、啓発活動や環境整備に努めます。

◇子どもたちに[※]メディアリテラシーを育む教育を推進します

○学校では、糸島市が独自に作成した「人権教育の手引き」を用いて、メディアリテラシーを育むとともに、人権感覚を大切に人間関係づくりに取り組みます。

10 性的少数者

【現状と課題】

男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで、嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とところの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたりするなど、社会生活の中で、性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008年（平成20年）に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014年（平成26年）には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。国内では、各地方自治体において、法的な効力はありませんが、同性カップル等にお互いの関係を尊重するものとして、パートナーシップ制度が導入され始めました。

また、2016年（平成28年）に職場での性的少数者への差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。

本市においては、市民が正しい理解を持ち人権尊重の意識を高めるために、ハンドブック等の作成や当事者を講師に迎えた講演会・研修会の開催、「広報いとしま」での漫画特集などにより、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための研修を行っています。

2019年度（令和元年度）に実施した「市民意識調査」では、性的少数者に関して人権が特に尊重されていないと思うことで「性的少数者に対する理解が足りないこと」（44.5%）が半数近くみられました。性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

【施策の基本方向】

◇性の多様性についての理解と啓発を推進します

- 性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別を解消し、理解を進めるため、講演会や研修会の開催、啓発資料の配布など様々な手法による啓発を推進します。

11 様々な人権課題

【現状と課題】

(アイヌの人々)

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道を中心に先住し、独自の言語や宗教、文化を有する民族です。しかしアイヌの人々については、経済状況や生活環境、教育水準での格差と差別が依然として存在しています。また、結婚や就職等において偏見や差別の問題があります。2016年（平成28年）の国による「国民のアイヌに対する理解度に関する調査」では、「アイヌの人々に対する偏見や差別があると思う割合」が、国民全体とアイヌの人々ではそれぞれ18%、72%で非常に大きな差があることが分かります。

国は、2007年（平成19年）に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や2009年（平成21年）の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を踏まえ、2019年（令和元年）に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」を施行しました。このような総合的かつ効果的な政策が推進される中、今後もアイヌの人々の歴史や文化、伝統などに理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する教育・啓発が必要です。

(北朝鮮当局による拉致被害者等)

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかとなっています。

現在、国は17名（うち5名は2002年（平成14年）帰国）を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、他にも拉致された可能性を排除できない事案があります。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、重大な問題です。この問題の解決には、国民を始めとし、国際社会の理解と認識が求められます。

(刑を終えて出所した人)

刑を終えて出所した人（以下「出所者」という。）に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

国においては、国民の理解と協力を得ながら、出所者の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止等が犯罪対策において重要であるという観点から、2016年（平成28年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。また、翌年の2017年（平成29年）には、再犯防止推進法における再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（平成30年度から令和4年度の5か年）が策定されました。

出所者が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。出所者への偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するための教育・啓発を推進する必要があります。

ます。

(風水害や原子力発電所事故による被災者)

近年、風水害などの大規模自然災害により、多くの被災者が住まいを失うなどの問題に直面しています。それに伴い避難所生活における高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象者に応じた配慮が必要です。

また、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災では、地震や津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、被災者へのいわれのない偏見や差別、被災地の生産物に対する風評被害が起きました。被災された方は家族や家を失うなど精神的、社会的、経済的に加え、偏見や差別という二重の被害を被っています。この被害を払拭するためにも、原発事故に対する正しい知識を持ち、正しく理解することが必要です。

(ホームレス)

公園、河川、道路、駅舎その他の施設等で、日常生活を営んでいる路上生活者いわゆる「ホームレス」と呼ばれる人の数は、福岡県内では2019年（平成31年）1月時点で250人確認されています。糸島市内においては年に1回一斉調査を実施しており、調査時において、ここ数年は該当者の確認がされていませんが、年に数件、生活保護の相談等を受けています。ホームレスになった原因は、失業、健康上や家庭内の問題など様々です。ホームレスの多くは、住む家がないという物理的状況だけではなく、家庭とのつながりが崩壊した状況にあり、社会的に孤立した状態であるという問題があります。また、他自治体ではホームレスに対するいやがらせや集団による暴行等の人権に関する問題が発生していることから、地域社会の理解と協力が必要です。

【施策の基本方向】

◇アイヌの人々への偏見や差別の問題の啓発を推進します

○アイヌの人々が持つ歴史や文化、伝統などを含めアイヌの人々への理解と認識を深め、偏見や差別の解消に向けた市民への教育・啓発を推進します。

◇北朝鮮当局による拉致問題の啓発を推進します

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心に、ポスターや広報いとしまでの啓発を推進します。

◇出所者への社会復帰への啓発を推進します

○再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止計画に基づき、再犯防止に係る取組（出所者の就労・住居の確保や保健福祉・医療サービス利用の促進など）の策定を進めます。

◇風水害による被災者への配慮、原子力発電所事故による被災者への偏見や差別等の解消の啓発を推進します

○風水害による被災者については、避難生活の長期化によりそれぞれの状態に応じた配慮に係

る啓発を推進します。

- 原子力発電所事故による被災者への偏見や差別、また、被災地の生産物に対する風評被害の解消に向け、正しい知識と理解及び被災地の現状に関する正しい情報の取得の啓発を推進します。

◇ホームレスの社会復帰を支援します

- ホームレスが、各種施策等を活用し社会復帰できるよう支援します。

※その他、本指針の分野別施策の内容に限らず、今後新たに発生する人権問題について、適宜関係機関と連携を図り、教育・啓発を推進します。

第5章 推進体制等

1 市の推進体制

基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各人権課題を所掌する部署だけではなく、全職員が人権の視点を持ち、総合的・計画的に取り組めます。

また、毎年度、指針に基づく事業計画を作成し、「糸島市人権教育・啓発推進本部」において調査及び審議を行い、結果を今後の施策に反映させます。

2 市同協の推進体制

市同協では、「人権尊重のまちづくりの推進」を基本方針に、就学前教育・学校教育・社会教育それぞれの施策の基本方向を重点目標とし、かつこれら3つの教育の連携（就学前・学社連携）を進めていきます。

その中で、各校区の市立コミュニティセンターを市同協支部事務局とし、併せてその他の推進機関とともに市内全域での啓発を推進します。

3 県、他市町村等との連携

基本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、県、他市町村等の役割分担を踏まえ、緊密な連携と協力のもとに取り組めます。

特に、地域に密着したテーマにより行われる人権教育・啓発は、より大きな効果が期待されることから、先進事例の紹介や啓発情報の提供、啓発事業等、一層の連携強化に努めます。

4 関係団体等との連携

今日、人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するため、企業、民間団体等の実施主体の役割分担を踏まえた上で、連携・協力し、人権教育・啓発の推進に努めます。

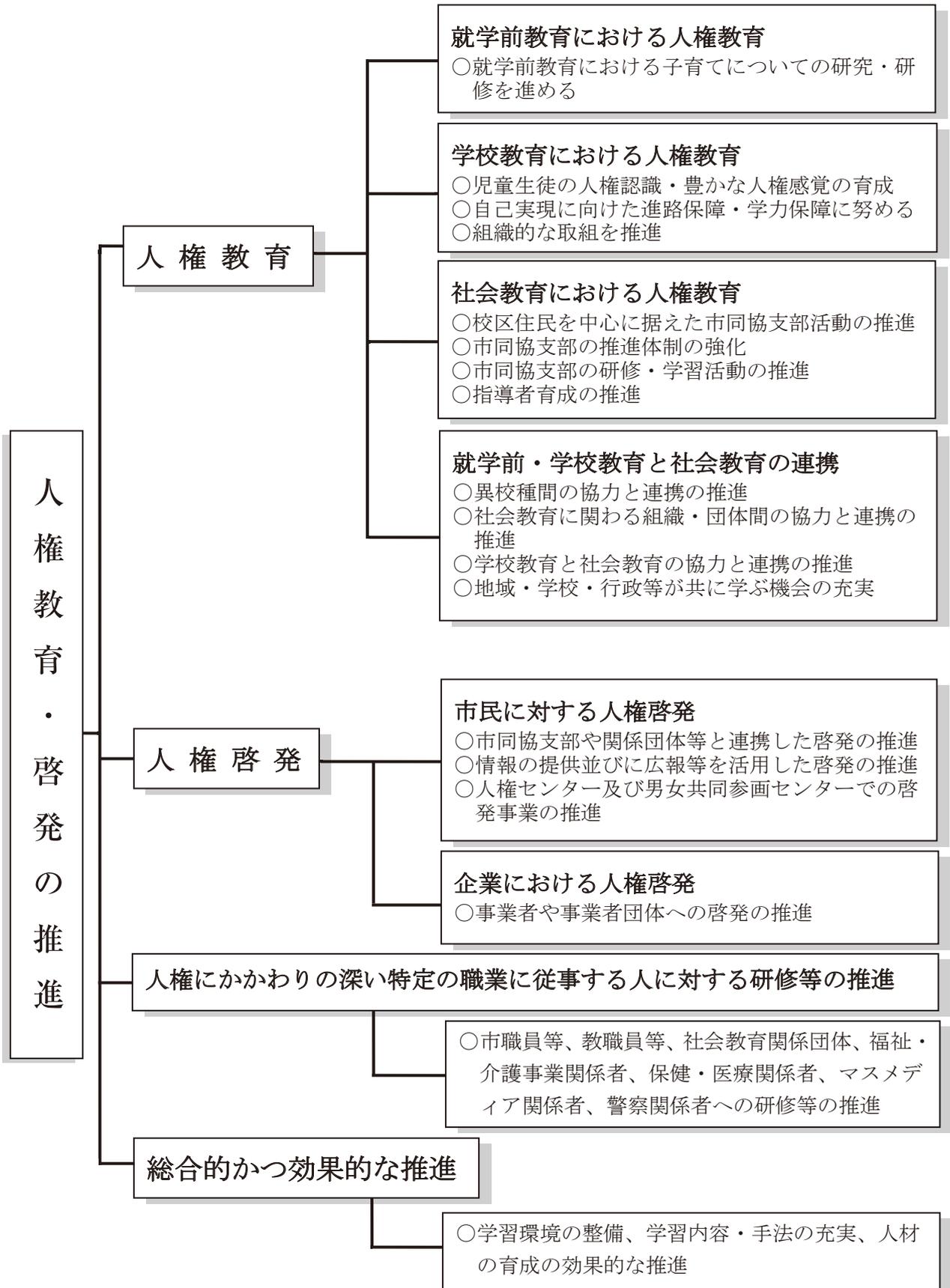
5 推進期間等

基本指針の推進期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）とします。

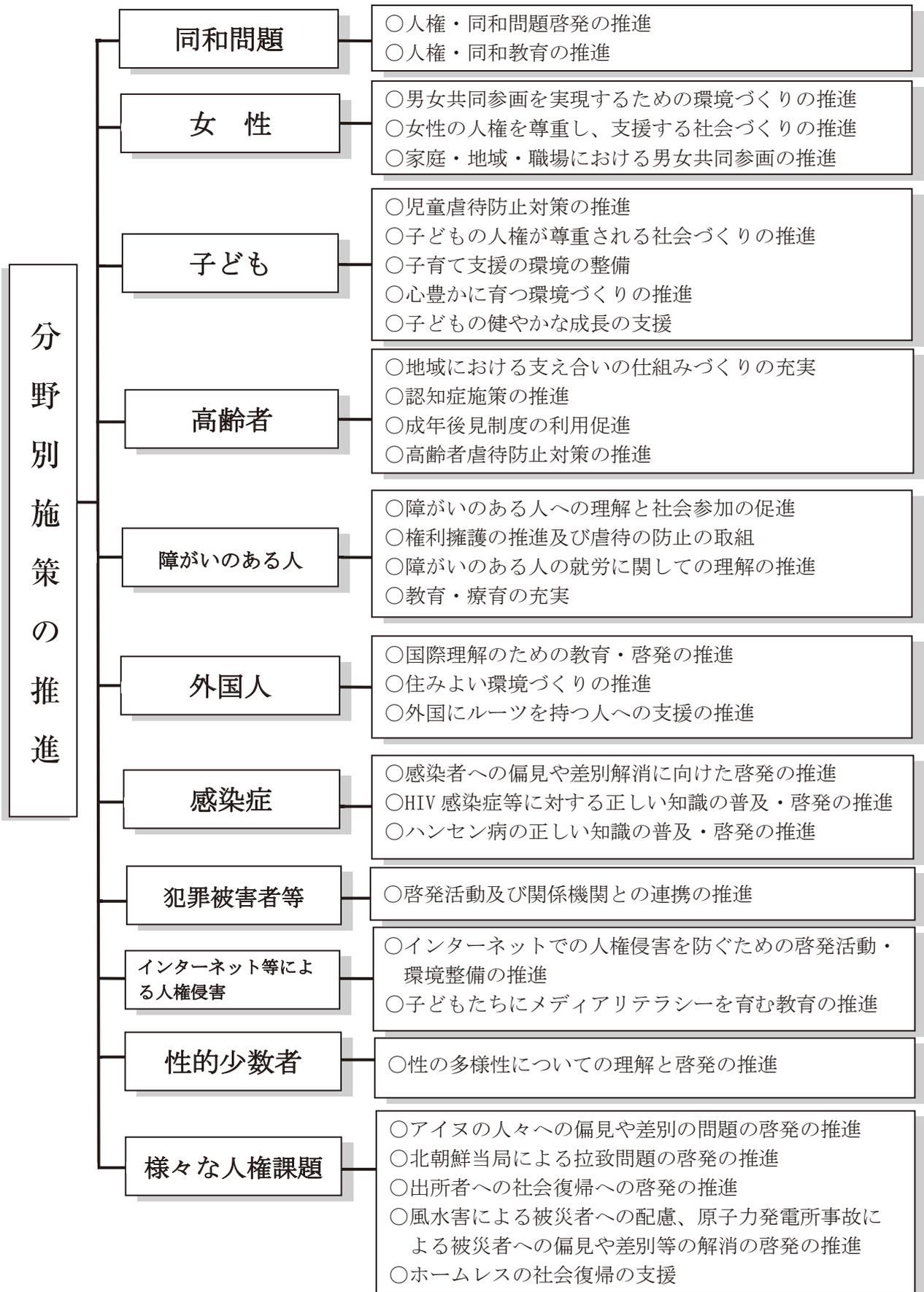
なお、今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等があった場合は、必要に応じて取組に反映させます。

人権教育・啓発基本指針の体系

(第3章：糸島市人権・同和教育推進協議会関係)



(第4章：糸島市人権教育・啓発推進本部関係)



人権問題に関する市民意識調査結果について（概要）

1. 調査目的

2011年（平成23年）3月に策定した糸島市人権教育・啓発基本指針が2020年（令和3年）3月で10年が経過することから、その間の社会情勢の変化等を踏まえ、当指針の改定を行うため。

2. 調査状況等

- ・対象者 住民基本台帳から無作為抽出した糸島市在住の18歳以上の人2,000人
- ・調査方法 郵送による配布、回収
- ・回収状況 有効回収数830件、回収率41.5%
- ・調査機関 令和元年8月8日から同年9月20日

3. 調査結果

| 項目（抜粋） | | 割合（%） |
|--|--------------|-------|
| 人権問題についての関心 | 非常にある・少しある | 60.3 |
| | 全くない・少しある | 34.7 |
| 関心がある人権問題 （高い順、複数回答） | 障がいのある人 | 44.7 |
| | 子ども | 42.5 |
| | 高齢者 | 41.6 |
| | インターネットでの被害 | 37.5 |
| | 女性 | 30.1 |
| | 原発事故による風評被害 | 21.8 |
| 同和問題について （人権尊重がされていないと思 われること、複数回答） | 結婚問題 | 50.5 |
| | 就職、職場での問題 | 36.7 |
| | 身元調査の問題 | 35.1 |
| 障がいのある人について （人権尊重がされていないと思 われること、複数回答） | 就業の場所や機会が少ない | 51.3 |
| | 理解が十分でない | 40.5 |

人権問題に関する市民意識調査結果について（概要）

用語解説

ア 行

アクセシビリティ

「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がいのある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びすべての人種間の理解を促進する政策を、あらゆる適切な手段により遅滞なく遂行することなどを内容とした条約で、1965年（昭和40年）に第20回国連総会で採択され、我が国は1995年（平成7年）に加入した。

ウィーン宣言及び行動計画

1993年（平成5年）ウィーンにて、「世界先住民族年」を踏まえて開催された世界人権会議で採択された、世界のあらゆる人権蹂躪に対処するための国際人権法や国際人道法に関する原則や国際連合の役割及び全ての国々に対する要求を総括した宣言や行動計画。

HIV感染症

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染は確認されているが、エイズを発症していない状態がいい、HIVによって免疫力が低下し、様々な合併症を引き起こされた状態をエイズという。HIVの感染力は非常に弱く、せき・くしゃみや入浴などを介した日常生活では感染しない。

SDGs（持続可能な開発目標）

S (Sustainable) D (Development) Gs (Goals) の略称で、持続可能な開発目標と訳される。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、様々な課題に取り組むため、17の国際目標とその下に169のターゲット及び232の指標が決められている。

えせ同和行為

「同和問題は怖い問題である」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に対する「ゆすり」・「たかり」等の行為。

カ 行

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

世界人権宣言の内容をより詳細に、労働の権利や社会保障に対する権利等の経済的、社会的及び文化的権利について規定した条約で、1966年（昭和41年）に第21回国連総会で採択され、我が国は1979年（昭和54年）に批准した。

公正採用選考人権啓発推進員制度

就職の機会均等を確保し、雇用の確保を図るために、企業内の適正な採用選考システムの確立等に関し、中心的役割を果たすために設置された制度。

国際人権規約

人権に関する条約・規約の一つで、世界人権宣言の内容を基礎として条約化し、1966年（昭和41年）に第21回国連総会で採択された。規約の内容は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）で構成される。

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

2020年（令和2年）2月11日、WHOはCOVID-19の原因となるウイルスと、それが原因となる疾患の正式名称を公表した。

- ・疾患 COVID-19（新型コロナウイルス感染症）
- ・ウイルス SARS-CoV-2（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2）
- ・コロナウイルス感染症と感染者が報告された2019年（令和元年）を組み合わせたものの。
- ・COVID-19の「CO」は「corona」、「VI」は「virus」、「D」は「disease」を指す。

サ 行

児童憲章

日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立（児童は、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる）し、すべての児童の幸福をはかるために、1951年（昭和26年）の子どもの日に制定された12の条文構成からなる憲章。

（文部科学省ホームページより）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18歳未満の児童（子ども）を、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めている。1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択され、我が国は1994年（平成6年）に批准した。（ユニセフホームページより）

シトラスリボンプロジェクト

コロナ禍で生まれた偏見や差別を解消しようと愛媛県の有志がつくったプロジェクトで愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」、「おかえり」の気持ちを表す活動。

「ただいま」「おかえり」と言い合えるまちなら、安心して検査を受けることができ、ひいては感染拡大を防ぎ、心ない言動や不当な扱いを受けることもなくなるのではないかという思いを表現するもの。また、リボンやロゴで表現する三つの輪は、家庭・地域・職場（もしくは学校）を表す。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

世界人権宣言の内容を、生命に対する権利や身体の自由に対する権利等の市民的及び政治的権利についてより詳細に規定した条約で、1966年（昭和41年）に第21回国連総会で採択され、我が国は1979年（昭和54年）に批准した。

就学前教育

一般に、小学校教育より前の段階にある教育のことを指して使われている。

障害者週間

国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として毎年設定される。「国際障害者デー」の12月3日から、我が国の「障害者の日」である12月9日までの1週間。（内閣府ホームページより）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年（平成25年）に「障害者差別解消法」が制定され、2016年（平成28年）から施行された。（内閣府ホームページより）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、1979年（昭和54年）に第34回国連総会で採択され、我が国は1985年（昭和60年）に批准した。（外務省ホームページより）

新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定され、2012年（平成24年）5月に公布された。また、暫定措置として、2020年（令和2年）3月に新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする改正が行われた。（内閣官房ホームページより）

人権教育の手引き

糸島市内の小中学校での人権教育の教材として、教職員によって制作された。これまで以下

の3冊が発行されている。

- ・人権教育の手引き ～「がいじ」発言への対応と指導～（2015年（平成27年）3月）
- ・人権教育の手引き2～ネット上のトラブルに対応できる人間関係づくりをめざして～（2018年（平成30年）3月）
- ・人権教育の手引き3～多様な性を理解し、ともに生きるために～（2018年（平成30年）3月）

人権週間

国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めたことを受けて、我が国で12月10日を最終日とする1週間。（法務省ホームページより）

人権問題に関する市民意識調査

「糸島市人権教育・啓発基本指針」が2011年（平成23年）3月の策定から10年が経過し、人権を取り巻く状況や社会情勢等の変化を踏まえ、当該指針の改定にあたり、無作為抽出による糸島市在住の18歳以上の2,000人を対象に2019年（令和元年）8月に実施。主に、障がいのある人、高齢者、子どもに関する人権問題に関心を示す傾向がみられた。

スクールカウンセラー

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。（文部科学省ホームページより）

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者。（文部科学省ホームページより）

性自認

自分の性をどのように思っているかの概念。

性的指向

恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性的少数者（性的マイノリティ）

性的指向や性自認等に関し少数である人たちのこと。LGBTなどは性的少数者を表す総称の一つ。

- ・L（レズビアン；性的指向が女性である女性）
- ・G（ゲイ；性的指向が男性である男性）

- ・B（バイセクシャル；性的指向が男性・女性の両方である人）
- ・T（トランスジェンダー；出生時に割り当てられた性別（身体の性）と異なる性で生きる人）

性暴力

性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益を侵害する行為。

（福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例より）

成年後見制度

精神上の障がいによって判断能力が十分ではない認知症高齢者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などが、家庭裁判所の審判に基づき、その判断能力の程度等に応じて、成年後見人、保佐人、補助人などから保護・支援を受けることができる制度。

世界人権宣言

過去の大戦において、特定の人種の迫害・大量虐殺など、人権侵害や人権抑圧が横行したことから、人権問題は国際社会全体の問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になり、1948年（昭和23年）12月10日の第3回国連総会（パリ）において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された。

（法務省ホームページより）

その他の推進機関

人権・同和教育広報委員会、校区人権・同和教育指導員会、行政区人権・同和教育推進委員、学校人権・同和教育研究委員会（校区事業推進委員会、進路保障研究会、就学前教育研究会、小中高人権・同和教育担当者会、小中校長人権・同和教育研究会）を指す。

タ 行

体験的参加型学習

学習会の形式として、講師が一方向的に教える形式である講演と異なり、参加者が個々に考え、他の参加者と協力し行う自主的な学習形式をいう。ワークショップとも言われる。

多元的文化

一方的な価値観や見方を押し付けるのではなく、文化（民族や言語、宗教など）を様々な視点から概観すること。

男女共同参画基本計画

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、2000年（平成12年）に策定された、2005年度（平成17年度）末までを計画期間とした、男女共同参画2000年プランに代わる新たな国内行動計画。また、2015年（平成27年）12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2025年度（令和7年度）末までの「基本的な考え方」並びに2020年度（令和2年度）末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められた。

（内閣府ホームページより）

男女共同参画推進強調月間

市民及び事業者が男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、その取組への意欲を高めるため、糸島市男女共同参画社会推進条例によって設定している6月の1か月間。

男女共同参画2000年プラン

1996年（平成8年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、男女共同参画推進本部が同年12月に策定した、2000年度（平成12年度）末までを期間とした男女共同参画社会の形成の促進に係る国内行動計画。

（内閣府ホームページより）

デートDV

結婚をしていない恋人同士の間で、どちらかがもう一方を支配し、または暴力をふるい、相手を精神的、身体的に傷つけること。

同和対策審議会答申

1961年（昭和36年）に発足した同和対策審議会が、1965年（昭和40年）に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申。

同和問題啓発強調月間

同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県において1981年（昭和56年）に設定した7月の1か月間。

ナ 行

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すことをいう。（厚生労働省ホームページより）

「障害者基本計画」（2002年（平成14年）12月24日閣議決定）では、「障がいのある人を特別

視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」とされている。

ハ 行

ハンセン病・らい病

抗酸菌の一種である、らい菌の皮膚のマクロファージ内寄生及び末梢神経細胞内寄生によって引き起こされる感染症で、病名は、1873年（明治6年）にらい菌を発見したノルウェーの医師のアルマウエル・ハンセンの姓に由来し、以前は「らい病」、「ハンセン氏病」とも呼ばれていた。らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立している。従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。

ふくおか新世紀計画

個性豊かで創造的活力に満ちた新時代のふくおかを築き、豊かな県民生活を実現するために1997年（平成9年）に策定した21世紀初頭の県が目指すべき方向性を示した長期計画。

ふくおか未来人財育成ビジョン

人口減少社会の到来、経済のグローバル化の進展などにより、社会の基本的な構造や生活様式が大きく変化している中、自分らしい生き方を実現するとともに、今後、福岡県、そしてこの国がさらに発展していくための「国際的な視野を持って、地域で活躍をする」若者の育成が急務であり、「国際的な視野を持って、地域で活躍をする」若者を「ふくおか未来人財」と定義し、その育成に努めること。（福岡県ホームページより）

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明記し、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする。（法務省ホームページより）

部落地名総鑑

全国の被差別部落の住所や名前、住民の主な職業等が記載された本で、1975年（昭和50年）に発覚し、1985年（昭和60年）までに9種類、約220冊をこえる差別図書が「人事極秘、部落地名総鑑」等の書名で企業等に販売された。

ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であることやその子孫であることだけを理由に、日本社会から追い出すうとしたり危害を加えようとする一方的な内容の言動。「本邦外出身者に対す

る不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が2016年（平成28年）に成立、施行された。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 （ヘイトスピーチ解消法）

この法律では、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定義している。

マ 行

メディアリテラシー

インターネットやテレビ、新聞などのメディアの伝える情報を理解する能力やメディアから発信される情報を見きわめる能力。

ラ 行

らい予防法

1953年（昭和28年）8月15日、らいの予防及びらい患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、らいが個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された日本の法律。らい予防法の廃止に関する法律（1996年（平成8年）4月1日法律第28号）をもって廃止された。

労働者の募集に関する指針

職業安定法の規定に基づき、1999年（平成11年）に公表された「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」（2020年（令和2年）改正）の略称。
（厚生労働省ホームページより）

世界人権宣言（仮訳文）

1948年（昭和23年）12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有す

る。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可

抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946年（昭和21年）11月3日公布

1947年（昭和22年）5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

（国民たる要件）

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障)

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(公務員の不法行為による損害の賠償)

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

(奴隸的拘束及び苦役の禁止)

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(生命及び自由の保障と科刑の制約)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕の制約)

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁の制約)

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(侵入、搜索及び押収の制約)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(刑事被告人の権利)

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界)

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(遡及処罰、二重処罰等の禁止)

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年（平成12年）11月29日制定

2000年（平成12年）12月6日施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の

属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

2010年（平成22年）3月31日

条例第202号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、民族差別、外国人差別、障害者差別、女性差別、いじめ等あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努め、あらゆる差別をなくすための施策に協力するものとする。

（市の施策の推進）

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ、推進に努めるものとする。

2 市は、前項の施策の推進のため、必要に応じ調査等を行うものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力のうえ、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

（推進体制の充実）

第6条 市は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

糸島市人権教育・啓発推進本部設置規程

2010年（平成22年）10月29日

訓令第27号

改正 2011年（平成23年）3月31日訓令第1号

2013年（平成25年）3月28日訓令第1号

2018年（平成30年）3月26日訓令第2号

（設置）

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づき、本市における人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策を策定し、総合的かつ効果的に推進するため、糸島市人権教育・啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部は、次に掲げる事項に関し、調査及び審議を行う。

- (1) 人権教育・啓発基本指針の策定及び推進に関すること。
- (2) 人権教育・啓発に関する施策についての連絡及び調整、意見聴取に関すること。
- (3) その他人権教育・啓発の推進に関し必要なこと。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、市長事務部局の部長、福祉事務所長、上下水道部長、議会事務局長、教育部長、担当部長及び消防長をもって充てる。

（平23訓令1・平30訓令2・一部改正）

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代理する。

（本部の会議）

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部において必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部に専門的な調査及び研究を行う組織として部会を置くことができる。

2 部会は、本部長の指名する本部員をもって組織し、部会長は、部会に属する本部員の互選により定める。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査及び研究の結果を本部長に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する本部員のうち、あらかじめ部会長が指名したものがその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が本部長の同意を得て定める。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、人権福祉部人権・男女共同参画推進課において処理する。

(平 25 訓令 1 ・ 一部改正)

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 26 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員会設置規程

2020年（令和2年）3月25日

告示第58号

（設置）

第1条 本市における人権教育及び人権啓発を総合的かつ計画的に推進するための糸島市人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」という。）の策定に関する検討を行うため、糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 基本指針の策定に関すること。
- (2) その他人権教育及び人権啓発に関すること。

（組織）

第3条 策定検討委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定検討委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、策定検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 策定検討委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 策定検討委員会の庶務は、人権福祉部人権・男女共同参画推進課において処理する。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、策定検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

人権関係等年表【世界（国連）・日本】

| | 世界（国連） | 日本 |
|------------------|--|---|
| 1945年 (昭和20年) | ○「国際連合」設立 | |
| 1946年 (昭和21年) | ○「国連人権委員会」の設置 | ○「日本国憲法」公布 |
| 1947年 (昭和22年) | | ○「教育基本法」制定 ○「学校教育法」制定 ○「労働基準法」制定 ○「児童福祉法」制定 ○「職業安定法」制定 |
| 1948年 (昭和23年) | ○「世界人権宣言」採択 | |
| 1949年 (昭和24年) | ○「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択 | ○「身体障害者福祉法」制定 ○「人権擁護委員法」制定 |
| 1950年 (昭和25年) | | ○「生活保護法」施行 |
| 1951年 (昭和26年) | | ○「児童憲章」制定 ○「出入国管理及び難民認定法」（出入国管理法）制定 |
| 1953年 (昭和28年) | ○「婦人の参政権に関する条約」採択 | |
| 1955年 (昭和30年) | | ○「婦人の参政権に関する条約」批准 |
| 1956年 (昭和31年) | | ○「国際連合」加盟 |
| 1958年 (昭和33年) | | ○「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准 |
| 1959年 (昭和34年) | ○「児童の権利に関する宣言」採択 | |
| 1960年 (昭和35年) | | ○「知的障害者福祉法」制定 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）制定 ○「同和対策審議会設置法」制定 |
| 1963年 (昭和38年) | | ○「老人福祉法」制定 |
| 1964年 (昭和39年) | | ○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」制定 |
| 1965年 (昭和40年) | ○「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択 | ○同和対策審議会答申（同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針） |
| 1966年 (昭和41年) | ○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約／A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約／B規約）採択 | |

| | 世界(国連) | 日本 |
|------------------|--|--|
| 1969年 (昭和44年) | | ○「同和対策事業特別措置法」(同対法)制定 |
| 1970年 (昭和45年) | | ○「心身障害者対策基本法」制定 |
| 1971年 (昭和46年) | | ○「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定 |
| 1972年 (昭和47年) | | ○「勤労婦人福祉法」制定 |
| 1973年 (昭和48年) | ○「アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約」採択 | |
| 1975年 (昭和50年) | ○「障害者の権利に関する宣言」採択 | |
| 1976年 (昭和51年) | ○「国連婦人の10年」開始 | |
| 1979年 (昭和54年) | ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 | ○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B規約)批准 |
| 1980年 (昭和55年) | | ○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定 |
| 1982年 (昭和57年) | ○「国連障害者の10年宣言」採択 | ○「地域改善対策特別措置法」(地対法)制定 ○「障害者対策に関する長期行動計画」策定 |
| 1984年 (昭和59年) | ○「拷問及び他の残虐な非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択 | ○域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」 |
| 1985年 (昭和60年) | ○「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択 | ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)批准 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)制定(※「勤労婦人福祉法」の改正) |
| 1986年 (昭和61年) | | ○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」制定(※「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」の改正) |
| 1987年 (昭和62年) | | ○「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)制定 |
| 1989年 (平成元年) | ○「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 | |
| 1991年 (平成3年) | ○「高齢者のための国連原則」採択 | |

| | 世界(国連) | 日本 |
|------------------|------------------------------------|--|
| 1993年 (平成5年) | ○国連人権高等弁務官の新設 ○「ウィーン宣言及び行動計画」採択 | ○「障害者基本法」制定(※「心身障害者対策基本法」の改正) |
| 1994年 (平成6年) | ○「人権教育のための国連10年宣言」採択 | ○「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准 ○「新高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」(新ゴールドプラン)策定 |
| 1995年 (平成7年) | ○「人権教育のための国連10年」開始 | ○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)批准 ○「高齢社会対策基本法」制定 ○「障害者プラン」策定 |
| 1996年 (平成8年) | | ○「人権擁護施策推進法」制定 ○「らい予防法の廃止に関する法律」制定 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 |
| 1997年 (平成9年) | | ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)制定 ○「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」制定(※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の改正) |
| 1998年 (平成10年) | | ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定 |
| 1999年 (平成11年) | | ○「男女共同参画社会基本法」制定 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」制定(※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」の改正) ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)制定 ○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」制定 |

| | 世界(国連) | 日本 |
|------------------|----------------------|---|
| 2000年 (平成12年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)制定 ○「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)制定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)制定 ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)制定 ○「男女共同参画基本計画」策定 |
| 2001年 (平成13年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)制定 ○「高齢者の居住の安定確保等に関する法律」制定 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)制定 |
| 2002年 (平成14年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ○「新子どもプラン」策定 ○「障害者基本計画」策定 ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定 ○「北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律」制定 |
| 2003年 (平成15年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「個人情報の保護に関する法律」制定 ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)制定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」制定 |
| 2004年 (平成16年) | ○「人権教育のための世界計画」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ ○「発達障害者支援法」制定 ○「犯罪被害者等基本法」制定 |
| 2005年 (平成17年) | ○「人権教育のための世界プログラム」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ○「障害者自立支援法」制定 ○「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)制定 ○「犯罪被害者等基本計画」策定 |

| | 世界(国連) | 日本 |
|------------------|---|--|
| 2006年 (平成18年) | <ul style="list-style-type: none"> ○「人権理事会」設立決議採択 ○「障害者の権利に関する条約」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」制定 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)制定 ○「自殺対策基本法」制定 |
| 2007年 (平成19年) | <ul style="list-style-type: none"> ○「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」制定 |
| 2008年 (平成20年) | <ul style="list-style-type: none"> ○国連人権理事会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ○「性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶」を世界に呼びかける宣言 | <ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ ○「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)制定 |
| 2009年 (平成21年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・若者育成支援推進法」制定 |
| 2010年 (平成22年) | <ul style="list-style-type: none"> ○国連総会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択 | |
| 2011年 (平成23年) | <ul style="list-style-type: none"> ○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 ○「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)制定 |
| 2012年 (平成24年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)制定(※「障害者自立支援法」の改正) |
| 2013年 (平成25年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「生活困窮者自立支援法」制定 ○「いじめ防止対策推進法」制定 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)制定 |
| 2014年 (平成26年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の権利に関する条約」批准 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)制定 ○「難病の患者に対する医療等に関する法律」制定 |

| | 世界(国連) | 日本 |
|----------------------------|----------------------------|--|
| 2015年 (平成27年) | ○国連サミット「SDGs(持続可能な開発目標)」採択 | ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)制定 ○「子ども・子育て支援新制度」開始 |
| 2016年 (平成28年) | | ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)制定 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)制定 ○「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)制定 |
| 2017年 (平成29年) | | ○「再犯防止推進計画」策定 |
| 2018年 (平成30年) | | ○「出入国管理及び難民認定法」(出入国管理法)改正 ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 |
| 2019年 (平成31年) (令和元年) | | ○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」制定 |
| 2020年 (令和2年) | | ○「SDGs(持続可能な開発目標)アクションプラン2020」実施 |

人権関係等年表【福岡県・糸島市】

| | 福岡県 | 糸島市（2009年（平成21年）以前は、前原市（町）、二丈町、志摩町） |
|------------------|---|---|
| 1959年 （昭和34年） | ○「福岡県同和教育推進協議会」発足 | ○「糸島郡同和教育推進協議会」発足 |
| 1961年 （昭和36年） | ○「福岡県同和教育研究協議会」発足 | |
| 1970年 （昭和45年） | ○「福岡県同和教育基本方針」策定 | ○「前原町同和教育推進協議会」発足 |
| 1972年 （昭和47年） | | ○「前原町同和教育基本方針」策定 ○「前原町差別のない町づくり」宣言 |
| 1973年 （昭和48年） | | ○「志摩町同和教育基本方針」策定 |
| 1980年 （昭和55年） | ○「婦人問題を解決するための福岡県行動計画」策定 | |
| 1981年 （昭和56年） | ○毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定める | |
| 1982年 （昭和57年） | | ○「解放センター前原町隣保館（現糸島市人権センター）」しゅん工 |
| 1984年 （昭和59年） | | ○「志摩町差別のない町づくり」宣言 ○「二丈町同和教育基本方針」策定 |
| 1985年 （昭和60年） | | ○「二丈町差別のない町づくり」宣言 |
| 1993年 （平成5年） | ○「高齢者保健福祉計画」策定 | |
| 1994年 （平成6年） | | ○「同和教育研究会」発足（前原市、二丈町、志摩町） ○「人権都市」宣言（二丈町、志摩町） |
| 1995年 （平成7年） | ○「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」制定 | ○「人権都市」宣言（前原市） |
| 1996年 （平成8年） | ○福岡県人権啓発情報センター設置 | ○「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」制定（前原市、二丈町、志摩町） |
| 1997年 （平成9年） | ○「ふくおか新世紀計画」策定 | |
| 1998年 （平成10年） | ○「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」策定 ○「福岡県福祉のまちづくり条例」制定 | |
| 1999年 （平成11年） | | ○「前原市障害者福祉長期計画」策定 |
| 2000年 （平成12年） | | ○「人権教育のための国連10年行動計画」策定（前原市、二丈町、志摩町） ○「前原市男女共同参画社会推進計画」策定 |

| | 福岡県 | 糸島市（2009年（平成21年）以前は、前原市（町）、二丈町、志摩町） |
|------------------|---|--|
| 2001年 （平成13年） | ○「福岡県男女共同参画推進条例」制定 | ○「前原市男女共同参画社会行動計画」策定 |
| 2002年 （平成14年） | ○「福岡県男女共同参画計画」策定 | ○「男女共同参画プラン」策定（二丈町、志摩町） |
| 2003年 （平成15年） | ○「福岡県人権教育・啓発基本指針」策定 | |
| 2007年 （平成19年） | ○「福岡県要保護児童対策地域協議会」設置 | |
| 2010年 （平成22年） | | ○糸島市誕生 ○「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」制定 ○「糸島市人権・同和教育推進協議会（市同協）」発足 ○「糸島市男女共同参画社会推進条例」制定 |
| 2011年 （平成23年） | | ○「第1次糸島市長期総合計画」策定 ○「糸島市人権教育・啓発基本指針」策定 ○「糸島市男女共同参画社会基本計画」策定 ○「糸島市障害者計画」（支援の輪プランいとしま）策定 |
| 2014年 （平成26年） | ○「福岡県いじめ防止基本方針」策定 ○「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」設置 | |
| 2015年 （平成27年） | ○「ふくおか未来人財育成ビジョン」（福岡県教育大綱）策定 ○「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」策定 ○「福岡県いじめ問題総合対策（改定版）」策定 ○「福岡県高齢者保健福祉計画（第7次）」策定 | |
| 2016年 （平成28年） | ○「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 ○「福岡県女性の活躍応援協議会」設立 | ○「糸島市男女共同参画都市」宣言 |
| 2017年 （平成29年） | ○「福岡県総合計画」策定 | |
| 2018年 （平成30年） | ○「福岡県人権教育・啓発基本指針」改定 | ○「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の差別解消三法についてのリーフレット作成 |

| | 福岡県 | 糸島市 |
|----------------------------|---|--|
| 2019年 (平成31年) (令和元年) | <ul style="list-style-type: none"> ○「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」制定 ○「福岡県性暴力根絶条例」制定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「人権問題に関する市民意識調査」実施 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ○「多様な性についてのハンドブック及びリーフレット」作成 |
| 2020年 (令和2年) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「糸島市多文化共生推進計画」策定 ○「糸島市子ども・子育て支援総合プラン」策定 ○「第2次糸島市長期総合計画」策定 |

糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|-----|---------|--------------------|
| 会長 | 平井 佐和子 | 西南学院大学 |
| 副会長 | 濱近 政和 | 糸島市立コミュニティセンター長会 |
| 委員 | 大館 照光 | 糸島地区企業内同和問題研修推進協議会 |
| 委員 | 笹尾 暁 | 糸島市校区人権・同和教育指導員会 |
| 委員 | 谷口 洋子 | 糸島市男女共同参画推進連絡会議 |
| 委員 | 東定 荘士郎 | 糸島市庁舎内ワーキンググループ |
| 委員 | 挾間 健史 | 糸島市スマイルネットワーク |
| 委員 | 波多江 千賀子 | 糸島市庁舎内ワーキンググループ |
| 委員 | 藤井 浩幸 | 糸島市小・中学校校長会 |
| 委員 | 水崎 浩幸 | 糸島市社会福祉協議会 |
| 委員 | 山田 一郎 | 部落解放同盟糸島市協議会 |

※50音順、敬称略、所属団体は当時

糸島市人権教育・啓発基本指針（改定版）

2021年（令和3年）3月

編集・発行

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市人権福祉部人権・男女共同参画推進課

電 話 092-332-2075

F A X 092-324-1020